

令和7年度 事業報告書



多摩北部都市広域行政圏協議会
小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市

目 次

1	会議	
(1)	会議開催状況	1
(2)	会議内容	2
2	専門委員会報告	
(1)	令和7年度専門委員会への付託事項	5
(2)	都市建設専門委員会	8
(3)	緑化専門委員会	12
(4)	生涯スポーツ専門委員会	18
(5)	産業・観光振興専門委員会	21
(6)	広域行政圏計画専門委員会	25
3	共同事業	
(1)	文化事業(多摩六都フェア):4事業	27
(2)	スポーツ事業(多摩六都フェア):1事業	31
(3)	緑の保全事業(多摩六都フェア):1事業	32
(4)	青少年健全育成事業(多摩六都フェア):3事業	33
(5)	公共施設の相互利用事業:3事業	
ア	市立図書館の相互利用事業	36
イ	体育施設の相互利用事業	39
ウ	管外宿泊施設の相互利用事業	42
(6)	多摩六都公共交通担当実務者連絡会	43
(7)	文化芸術施策担当実務者連絡会	44
(8)	情報推進担当実務者連絡会	45
(9)	多摩六都科学館事業(域内連携した企画展等)	46
4	後援名義の使用承認	48
5	圏域情報提供	
(1)	圏域ニュース	49
(2)	多摩北部都市広域行政圏協議会ホームページ及びSNSの管理・運営	49
6	多摩北部都市広域行政圏協議会の歩み	50
7	多摩北部都市広域行政圏協議会1年間の歩み	55
	附属資料	
○	多摩北部都市広域行政圏協議会の概要	57
○	歴代協議会三役及び事務局体制	59
○	多摩北部都市広域行政圏協議会規約	60
○	多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程	63
○	多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会規程	64
○	多摩北部都市広域行政圏協議会専門委員会設置要綱	65
○	多摩北部都市広域行政圏協議会名簿	70

1 会 議

(1) 会議開催状況

No	会 議 名	回 数
1	多摩北部都市広域行政圏協議会 協議会	3
2	多摩北部都市広域行政圏協議会 審議会	2
3	多摩北部都市広域行政圏協議会 幹事会	4
4	多摩北部都市広域行政圏協議会 都市建設専門委員会	3
5	// 緑化専門委員会	3
6	// 生涯スポーツ専門委員会	2
7	// 産業・観光振興専門委員会	3
8	// 広域行政圏計画専門委員会 (※)	4
合 計		24

※部会を含む

(2) 会 議 内 容

1 協議会

回数	開 催 日 等	議 題 内 容
1	令和7年7月4日（金） 於：多摩六都科学館	（議 題） 議案第1号 令和6年度多摩北部都市広域行政圏協議会 歳入歳出決算について （協議事項） （1）令和7年度多摩北部都市広域行政圏協議会事務日程 について （2）ソーシャルメディアを活用した情報発信について （3）次期多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市 広域行政圏計画）（仮称）の素案（案）について （報告事項） （1）令和6年度事業報告書について （2）令和7年度専門委員会への付託事項について （3）令和7年度多摩六都フェアの日程等について （4）管外宿泊施設の相互利用についての申合せ事項の 廃止について
2	令和7年10月31日（金） 於：多摩六都科学館	（議 題） 議案第2号 令和8年度多摩北部都市広域行政圏協議会 歳入歳出予算について （協議事項） （1）多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域 行政圏計画）素案について （2）文書保存年限表の設定について （報告事項） （1）令和7年度専門委員会の活動状況について （2）令和7年度多摩六都フェアの実施状況について （3）協議会ニュースの発行について
3	令和8年1月30日（金） 於：多摩六都科学館	（議 題） 議案第3号 令和8年度多摩北部都市広域行政圏協議会 予算の修正について （協議事項） （1）多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域 行政圏計画）（原案）について （2）令和7年度専門委員会の活動報告及び評価について （3）令和8年度専門委員会の設置及び付託事項について （報告事項） （1）令和7年度多摩六都フェアの開催状況について （2）施設の広域連携に関する取組について

2 審議会

回数	開催日等	議題内容
1	令和7年7月22日（火） 於：多摩六都科学館	（議 題） (1) 審議会会長、副会長の選出について (2) 令和6年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出決算について （報告事項） (1) 令和6年度事業報告書について (2) 令和7年度多摩北部都市広域行政圏協議会事務日程について (3) 令和7年度 専門委員会への付託事項について (4) 令和7年度多摩六都フェアの日程等について (5) ソーシャルメディアを活用した情報発信について (6) 次期多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）仮称）の素案（案）について
2	令和8年2月5日（木） 於：多摩六都科学館	（議 題） (1) 令和8年度多摩北部都市広域行政圏協議会予算について (2) 多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）について (3) 令和7年度専門委員会の活動報告及び評価について (4) 令和8年度専門委員会の設置及び付託事項について （報告事項） (1) 令和7年度多摩六都フェアの開催状況について (2) 施設の広域連携に関する取組について

3 幹事会

回数	開催日等	議題内容
1	令和7年4月14日（月） 於：東村山市役所	（議題） (1) 令和7年度多摩北部都市広域行政圏協議会事務日程について (2) 多摩六都フェアのあり方検討について （報告） (1) 令和7年度専門委員会への付託事項について (2) 令和7年度多摩六都フェアについて
2	令和7年7月2日（水） 於：東村山市役所	（議題） (1) 令和6年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出決算について (2) 令和6年度事業報告書について (3) ソーシャルメディアを活用した情報発信について (4) 次期多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）（仮称）の素案（案）について （報告） (1) 令和7年度専門委員会の活動状況 (2) 令和7年度多摩六都フェアの日程等について (3) 多摩北部都市広域行政圏協議会ニュース No. 36 について (4) 管外宿泊施設の相互利用についての申合せ事項の廃止について (5) 西武鉄道株式会社との連携について
3	令和7年10月21日（火） 於：東村山市役所	（議題） (1) 令和8年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出予算について (2) 多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）素案について （報告） (1) 専門委員会等の活動状況について (2) 多摩六都フェアの実施状況について
4	令和8年1月14日（水） 於：東村山市役所	（議題） (1) 令和8年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出予算（修正）（案）について (2) 多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）（原案）について (3) 令和7年度専門委員会の活動報告及び評価（案）について (4) 令和8年度専門委員会の設置及び付託事項（案）について (5) 施設の広域連携に関する取組みについて （報告） 令和7年度 多摩六都フェアの開催状況について

2 専門委員会報告

(1) 令和7年度 専門委員会への付託事項

令和3年3月に策定した第四次多摩北部都市広域行政圏計画「多摩六都広域連携プラン」は、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間として、5市が連携して行う施策の方向性を示している。

多摩六都広域連携プランを推進するにあたり、協議会は、当該年度において調査・研究及び検討する事項を、各市の担当部署からなる分野別の専門委員会に付託している。各専門委員会は、多摩六都広域連携プランに基づいた、5年間における取組の大まかな方向性を設定しており、計画的に取組を進めている。

令和7年度 専門委員会への付託事項

専門委員会	付託事項
【継続】 都市建設 専門委員会	1 都市計画道路の整備促進について 第四次事業化計画に位置付けられた都施行路線及び市施行路線等の整備状況について情報共有し、圏域内の広域道路ネットワークが整備できるよう連携を図っていく。 また、令和7年度策定予定の、新たな「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」に関する情報共有を図る。 2 連続立体交差事業の促進について 事業中の西武新宿線東村山駅付近及び井荻駅～西武柳沢駅間の進捗について、情報共有を図る。 また、鉄道立体化の検討対象区間を含めた5区間について、各駅のまちづくりの取り組み事例や検討状況について、情報共有を図る。 必要に応じ、連続立体交差事業を実施した自治体への視察、周知用のパンフレットの見直しや要請活動の検討を行う。 3 鉄道利便性の向上について 圏域内の移動の円滑化、利用者の安全性の向上の観点から、鉄道駅のさらなるバリアフリー化やホームドアの整備促進について、調査研究し、必要に応じ、鉄道事業者等への要請活動の検討を行う。
【継続】 緑化 専門委員会	1 緑・水辺環境に対する保全意識の醸成について 次の事業を実施し、市民における身近なみどりの重要性の再認識と、一層のみどりの保護と緑化推進意識の向上を図ること。 水と緑ウォッチングウォークの実施。 2 公園緑地等における公民連携や市民参加・協働による取組の推進 公園緑地等の整備・管理運営における、指定管理者制度や Park-PFI などの公民連携の取組や、市民参加・協働による整備検討、維持・保全に関する各施策について、情報交換や研究を行うこと。
【継続】 生涯スポーツ 専門委員会	1 多摩六都スポーツ大会の実施 令和7年度の多摩六都スポーツ大会は、新たなスポーツの可能性を探ることを検討した中で、「スポーツ DX」をテーマとしたイベントを実施する。 新たなスポーツの形をテーマとすることで、若い世代の市民の参加を促し、また新たな地域連携促進の手段として、令和8年度からの多摩六都広域連携プランを策定するうえで参考となるような大会として実施する。 2 多摩六都スポーツ大会の実施内容の検討 事業終了後に検証を行い、次年度の事業内容を検討する。 3 圏域スポーツイベントの研究 既存の各市スポーツイベントにおいて、当該市民だけでなく圏域住民も参加できるような方法等について、引き続き研究する。

専門委員会	付託事項
【継続】 産業・観光振興 専門委員会	多摩六都の魅力を市内外に浸透させ、街の賑わいを生み出すために、連携した事業を行うことで、より一層各市の魅力を発信するための施策を検討する。 令和6年度より、多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用した事業を実施しており、計画の2か年目となる令和7年度においては、下記について検討を行う。 1 動画作成 多摩六都の魅力を発信することを目的とした動画を2か年で業務委託のうえ制作し、成果物については、順次、web サイトや SNS 等で活用していく。 2 イベント実施の計画の検討 多摩六都の各地において新たに作られる公園の整備状況を確認しつつ、今後のイベントの実施や、5か年事業の終了後についても鑑みた計画を検討していく。 3 観光資源の発掘（web サイトの更新） 令和6年度より公開した web サイトの表示件数の増加を目指し、コンテンツの拡充を図る。
【継続】 広域行政圏計画 専門委員会	1 広域行政圏計画の策定について 多摩北部都市広域行政圏計画について、素案を作成し、パブリックコメントを実施すること。 パブリックコメントの意見を踏まえた計画案を協議会で決定し、年度末に第五次多摩北部都市広域行政圏計画を公表できるようにすること。

令和7年4月15日付7多北広圏第9号「令和7年度 専門委員会への付託について」により各専門委員会へ付託した。

令和3年度から令和7年度までの5年間における取組の大まかな「方向性」

専門委員会	取組の大まかな「方向性」
都市建設 専門委員会	1 都市計画道路事業の着実な実施 引き続き、第四次事業化計画及び令和7年度策定予定の新たな「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」に位置付けられた都施行路線及び市施行路線等の整備状況について情報共有し、必要に応じ、要請活動の検討を行うとともに、圏域内の広域道路ネットワークが整備できるよう連携を図る。 2 連続立体交差事業の推進 事業中の西武新宿線東村山駅付近及び令和5年度に事業認可を取得した井荻駅～西武柳沢駅間について、事業進捗に関する情報共有を図る。 また、鉄道立体化の検討対象区間である3区間の事業化に向け、まちづくりの機運醸成に向けた取組など、沿線自治体で連携して事業が促進できるよう、検討を進めていく。 必要に応じ、連続立体交差事業を実施した自治体への視察、周知用のパンフレットの見直しや要請活動の検討を行う。 3 鉄道利便性の向上 圏域内の移動の円滑化、利用者の安全性の向上の観点から、鉄道駅のバリアフリー化等について、調査研究し、必要に応じ、鉄道事業者等への要請活動の検討を行う。
緑化 専門委員会	1 都市計画公園・緑地の整備に向けた取組 東京都の策定した方針（緑確保の総合的な方針、都市計画公園・緑地の整備方針）に基づく、圏域内の進捗状況等について、5市で情報共有・研究を進める。 2 魅力ある公園づくりに向けた取組 指定管理者制度など民間活力を活用した公園緑地の維持管理など、圏域の特色を活かした公園づくりに関して、5市で情報共有・研究を進める。 3 みどりの保全の推進 水と緑ウォッチングウォーク等のイベントにより、身近なみどりの重要性の再認と、一層のみどりの保護と緑化推進意識の向上を図る取組を行う。 4 都市農地の保全の推進 特定生産緑地制度の活用など、生産緑地の維持・保全に向けた取組について、5市で情報共有・研究を進める。
情報推進 専門委員会	1 デジタル技術の活用に向けた検討 ・情報セキュリティ向上の研究と実践 ・新技術（RPA・AI・WEB会議・テレワーク等）の研究と情報共有 2 行政のデジタル化に向けた検討 ・システムの統一・標準化に向けた取組について ・3市の自治体クラウド導入に向けた取組について
生涯スポーツ 専門委員会	1 多摩六都スポーツ大会の継続 多摩六都スポーツ大会の競技種目について、圏域住民にとって魅力のある種目を基本に、構成市で協議のうえ担当市の意向を尊重して決定する。 2 圏域スポーツイベントの発展 各市が独自に行っているスポーツイベントを「（仮称）たまろくスポーツ」として圏域住民が参加できるようにするなど、広域連携の発展を検討していく。 3 スポーツ施設の相互利用について 利用者の利便性向上に向けた対応策等を検討する。
産業・観光振興 専門委員会	1 多摩六都の地域資源の活用 2 圏域内の地域ブランドの普及促進 3 企業等の連携による街のにぎわいや経済循環の創出 4 圏域内外への効果的なPR手法の検討

各専門委員会が設定した5年間における取組の大まかな方向性について、令和3年度第1回幹事会（令和3年4月15日開催）に報告。（下線部は令和7年度に向けての更新した内容である。都市建設専門委員会：1-東京都都市整備局が令和6年度より策定の検討に着手 2-令和6年3月6日事業認可。）

※情報推進専門委員会については、令和5年度をもって廃止し、実務者連絡会に移行

(2) 都市建設専門委員会

令和8年3月31日

都市建設専門委員会の活動報告について（令和7年度）

はじめに

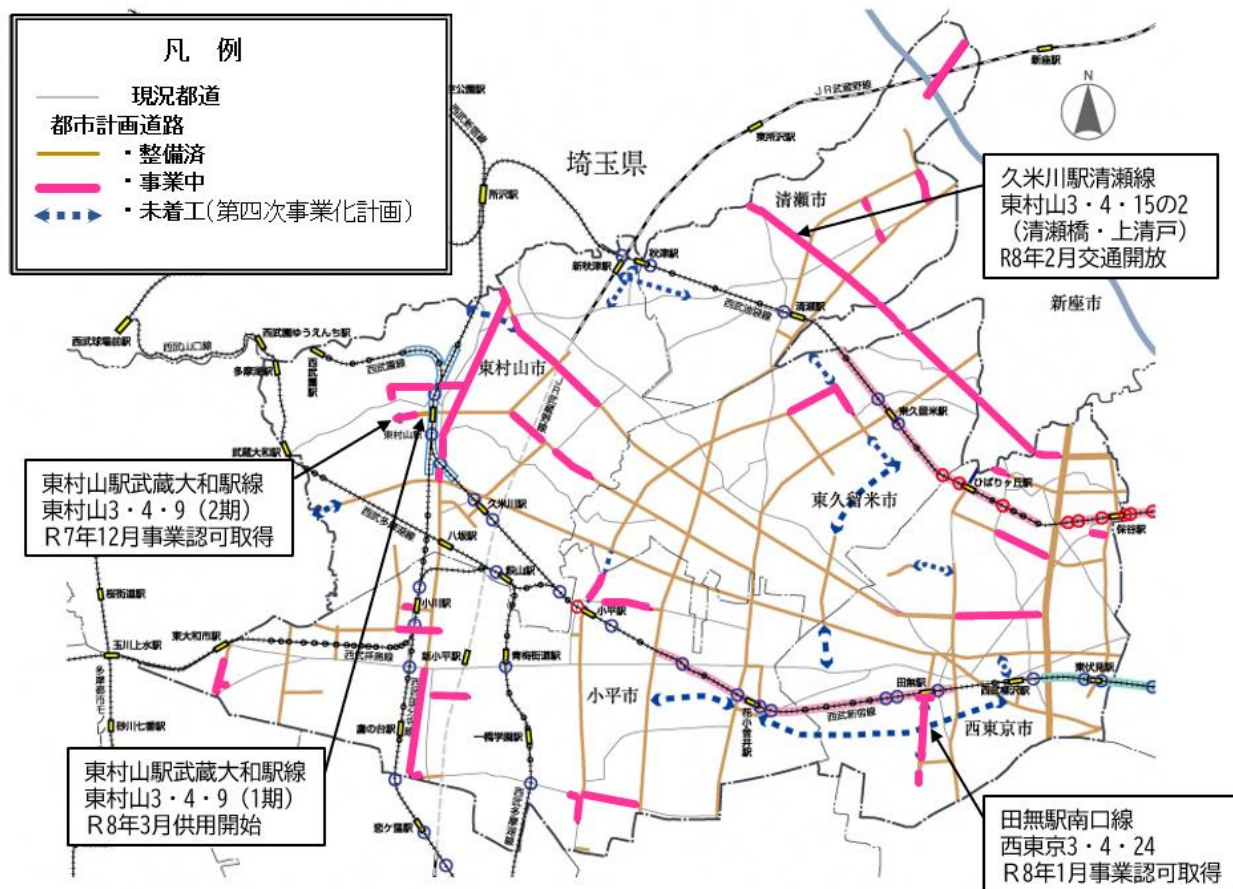
都市建設専門委員会は、「多摩六都広域連携プラン」の「都市基盤が充実した多摩六都」に掲げる、「道路整備事業の着実な促進」及び「鉄道輸送の円滑化の促進」を図るため、付託された事項について取り組みましたので、下記のとおり報告します。

記

1 都市計画道路の整備促進に向けた取組

令和7年度は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」及び従前の事業化計画に基づく都施行路線、及び市施行路線等の進捗状況について、情報共有を図るとともに、連続性・統一性のある圏域内の広域道路ネットワークの整備を目指すため、意見交換を行いました。

都市計画道路の整備状況
(令和7年4月から令和8年3月末まで)



交通開放・供用開始：2箇所 事業認可取得：2箇所

2 連続立体交差事業の促進に向けた取組

事業中の西武新宿線他2路線東村山駅付近及び井荻駅～西武柳沢駅間の事業進捗について情報共有を図りました。また、鉄道立体化の検討対象区間を含めた5区間について、各駅のまちづくりの取り組み事例や検討状況について情報共有を図りました。

事業中区間 西武新宿線 他2路線 東村山駅付近 都市高速鉄道事業（都施行）

- ・平成25年12月10日 事業認可
- ・令和5年9月29日 事業認可変更
- 令和6年度末までとしていた事業期間を令和10年度末まで延伸
- ・令和7年6月29日 新宿線（下り線）高架化
- ・駅部で高架橋及び駅舎の構築工事中
- ・新宿線所沢方・久米川方、西武園線、国分寺線の仮線路切替工事が完了し、高架橋の構築工事中

鉄道付属街路整備事業（都施行3路線、市施行2路線）が事業中

- ・令和5年9月 都施行路線（新鉄付2、園鉄付1・2）の事業期間を令和12年度末まで延伸
- ・令和7年3月 市施行路線（新鉄付1・3）の事業期間を令和12年度末まで延伸

東村山駅周辺まちづくり

- ・令和4年3月 東村山駅周辺まちづくり実行プランを策定
- 東村山駅東口地区市街地総合再生基本計画を策定
- ・令和4年9月 東村山駅東口地区市街地総合再生計画を策定
- ・令和6年3月 東村山駅東口駅前広場再整備基本計画を策定

西武新宿線 井荻駅～西武柳沢駅間 連続立体交差事業（都施行）

- ・平成28年3月 新規着工準備区間として社会資本総合整備計画に位置付け
- ・令和3年11月26日 連続立体交差化計画、鉄道付属街路8路線について都市計画決定
- ・併せて、関連する西東京市都市計画道路の変更（3・4・17号東伏見線交通広場の面積変更）を都市計画決定
- ・令和6年3月6日 事業認可

鉄道付属街路整備事業（都施行3路線、市施行5路線）が事業中

検討対象区間 西武池袋線 大泉学園～保谷駅付近
西武池袋線 ひばりヶ丘～東久留米駅付近
西武新宿線 田無～花小金井駅付近

3 鉄道利便性の向上に向けた取組

各市における鉄道駅のバリアフリー化の状況について情報共有を行いました。

東村山駅では、令和 7 年 6 月 29 日に西武新宿線下り線高架切り換えが行われ、整備に合わせて新たな東村山駅 1・2 番線ホームにホームドアが設置されました。

また、西武鉄道株式会社及び東京都から、令和 6 年 8 月 26 日付で西武池袋線保谷駅へのホームドア設置について発表があり、令和 7 年度中の完成に向けて整備が進められています。

さらに、西武鉄道株式会社から、令和 7 年 5 月 14 日付で西武新宿線花小金井駅及び田無駅におけるホームドア設置に向けた計画が発表されました。



4 今後の計画

(1) 都市計画道路事業の整備促進に向けた取組について

都市計画道路には、安全で快適な道路空間の創出や都市の強靱化等、まちづくりの観点から様々な効果が見込まれています。一方で、近年の土地の細分化や建設業の担い手の減少等、様々な要因により、事業期間が長期化している状況です。

本圏域における都市計画道路の完成率は、6 割を超える区部や多摩地域全体と比べて約 4 割という状況であり、引き続き、令和 8 年 3 月に策定した「第五次事業化計画」に位置付けられた都施行路線及び市施行路線等の整備状況について情報共有を行い、圏域内の広域道路ネットワークが整備できるよう連携を図ります。

(2) 連続立体交差事業の促進に向けた取組について

事業中である西武新宿線他 2 路線東村山駅付近及び井荻駅～西武柳沢駅間の事業進捗について情報共有を図ります。また、鉄道立体化の検討対象区間を含めた 5 区間について、引き続き、各駅のまちづくりの取り組み事例や検討状況の情報共有を図ります。

必要に応じて、連続立体交差事業を実施した自治体への視察や周知用のパンフレットの見直し、要請活動の検討を行います。

(3) 鉄道利便性の向上について

圏域内の移動の円滑化及び利用者の安全性の向上の観点から、鉄道駅のさらなるバリアフリー化やホームドアの整備促進について調査研究を行い、必要に応じて鉄道事業者等への要請活動の検討を行います。

5 開催実績

回 数	開 催 日	開 催 場 所	議 題、内 容 等
第1回	令和7年 7月9日	東村山市役所 いきいきプラザ3階 マルチメディア ホール	(1) 令和6年度の活動報告について (2) 令和7年度の付託事項について (3) 各市の進捗状況について ・事業化路線（都施行・市施行・その他）について ・連続立体交差事業の促進に向けた取り組みについて ・鉄道利便性向上について ・その他 (4) 令和7年度の活動予定について (5) 次期多摩六都広域連携プランについて
第2回	令和7年 11月5日	東村山市役所 いきいきプラザ3階 情報研修室	(1) 各市の進捗状況等について ・事業化路線（都施行・市施行・その他）について ・連続立体交差事業の促進に向けた取り組みについて ・鉄道利便性の向上について ・その他
第3回	令和8年 2月12日	東村山市役所 いきいきプラザ3階 マルチメディア ホール	(1) 令和7年度の活動報告について (2) 令和8年度の付託事項について (3) 各市の進捗状況について ・事業化路線（都施行・市施行・その他）について ・連続立体交差事業の促進に向けた取り組みについて ・鉄道利便性向上について ・その他

(3) 緑化専門委員会

令和8年3月31日

緑化専門委員会の活動報告について（令和7年度）

はじめに

緑化専門委員会では、多摩六都広域連携プランのもとに、個性ある圏域の緑化づくり推進を図るべく、圏域各市で行っている緑化行政についての情報交換や圏域の水辺環境と緑に対する保全意識の醸成を高める事を目的に、圏域住民を対象とした「水と緑ウォッチングウォーク」の開催に向けた検討などを行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1 検討課題

- (1) 緑・水辺環境に対する保全意識の醸成について
- (2) 公園緑地等における公民連携や市民参加・協働による取組の推進

2 検討結果

- (1) 緑・水辺環境に対する保全意識の醸成について

圏域内の身近なみどりに触れ、その重要性の再認識と、一層のみどりの保護と緑化推進意識の向上を図るために「水と緑ウォッチングウォーク」を下記のとおり開催しました。

また、協議会ニュース2面多摩六都フェア「水と緑ウォッチングウォーク」の原稿作成に協力しました。

● 第23回 水と緑ウォッチングウォーク

委員長市である東村山市の南部から北部にかけて、東村山市の代表的なみどりの核となる「萩山公園」や「国立療養所多磨全生園」、みどりをつなぐ水辺の軸となる「野火止用水、空堀川」沿い、農とみどりが共存する「農とみどりの体験パーク(秋津ちろりん村)」といった施設を巡りました。

ウォーキング中は、職員から各拠点の説明を行うなど、みどりの保全意識への啓発を行いました。

実施日 令和7年10月11日(土)

コース 萩山駅(北口)→萩山公園→四季の森公園→野火止用水→稲荷公園→万年橋のケヤキ→空堀川下堀広苑→空堀川青葉緑道→国立療養所多磨全生園→大沼田緑地→農とみどりの体験パーク(秋津ちろりん村)

参加者 83名(欠席38名)



「萩山公園」について説明を受ける様子



「稲荷公園」について説明を受ける様子

● 協議会ニュース 2 面多摩六都フェア「水と緑ウォッチングウォーク」原稿作成への協力

2 面

September.2025 No.36

多摩六都フェア

文化 スポーツ 緑の保全 青少年

水と緑ウォッチングウォーク 10月11日出 **無料**

圏域5市の皆さんの貴重な財産である、水と緑の豊かな自然を体験します。自然をいっしょに育み、緑地や水辺環境の再発見をしてみませんか。

〈応募方法〉 9月1日から 9月19日金必着

①申込みフォーム
②往復はがき又は電子メール参加希望者全員の住所・氏名・生年月日・電話番号を、上記いずれかの方法で、問合わせ先にお送りください。

コース：①西武拝島線・多摩湖線 秋山駅(北口)＜集合＞⇒②秋山公園⇒③野火止用水⇒④国立療養所多磨全生園⇒⑤秋津ろりりん村＜解散＞※最寄り駅(新秋津駅)までは担当スタッフが誘導いたします。 約8.4km

※コースが予定です。主なポイントのみを記載しております。
時 間：午前9時～正午(予定)※雨天決行(台風等の場合は中止)
定 員：100名※定員を超えた場合は抽選。9月26日までに、結果・詳細を通知します

問合せ・送付先：〒189-8501東村山市本町一丁目2番地3
東村山市まちづくり部みどり公園課 TEL 042-393-5111代
midori@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

水と緑ウォッチングウォーク

昨年度の様子(園田緑道)

多摩六都フェア「水と緑ウォッチングウォーク」の広報を作成しました。

(2) 公園緑地等における公民連携や市民参加・協働による取組の推進

各市で進行中の公園整備等に関して、①公園・緑地整備等の進捗状況、②公民連携による公園管理の状況、③市民参加・協働の取組状況、④維持・保全に関する各施策について、各市で事前に整理を行い、第2回緑化専門委員会開催時に意見交換・情報共有を行いました。

① 公園・緑地整備等の進捗状況

各市で進行中の公園整備等について、進捗状況と活用している補助金と補助内容、各整備概要等について各市からの報告に基づき、意見交換を行いました。各市より「社会資本整備総合交付金」や「市町村都市計画事業に対する都費補助」を活用しているといった報告の他、清瀬市からは、モデルとなる取り組みを行う事業を対象として令和4年度に創設された「社会課題対応型都市公園機能向上促進事業」を活用しているといった報告や、各市から「子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業補助金」、「生産緑地の買取り等事業補助金」、「子供の遊び場等整備事業補助金」といった東京都の補助金を活用しているといった報告があり、1事業の中で、複数の補助金を併用する例や、併用した場合の各補助事業の補助対象等について、情報共有を図りました。

② 公民連携による公園管理の状況

各市で進行している公民連携による公園管理の状況や、公民連携の導入予定について、各市より報告がありました。東村山市、小平市、西東京市では、指定管理者制度による公園管理を開始しており、指定管理者制度導入のメリットとして、市民サービスの向上や、イベントや活動等による公園の活性化、公園を起点としたまちの活性化が図られているといった報告がありました。デメリットとしては、公園管理が指定管理者主体となることにより、市職員の公園管理に関する知識や技術の向上が課題となるといったことが報告されました。

③ 市民参加・協働の取組状況

東村山市からは、公園で活動するボランティアの報告の他、公園整備における市民参加の報告として、ワークショップやオープンハウス型住民説明会を開催しながら事業を進めているという報告がありました。小平市からは「アダプト制度」を取り入れており、特定の公園を活動拠点としながら、ある程度の責任をもって公園管理を行っているといった点が公園ボランティアとは異なっているという報告がありました。

④ 維持・保全に関する施策について

昨今の緑の減少を如何に食い止めるかという観点で、各市の「みどりの保全・緑化事業」やその取組み、緑の維持管理等に関する補助金等について、情報共有・意見交換を行いました。東久留米市からは、気候変動のリスク等を鑑み、保存樹木制度について再検討の必要性、また温暖化対策、ヒートアイランド対策として、保存生垣の制度の強化について話題提供がありました。

3 都市計画公園・緑地（優先整備区域）の整備促進について（現況）

「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」（以下、「整備方針」という。）において、令和11年度までの10年間で優先的に整備する公園・緑地を定めています。

○重点化を図るべき公園・緑地

：機能と役割及びネットワークの形成の観点から選定

○優先整備区域（圏域内：都4か所、市11か所）

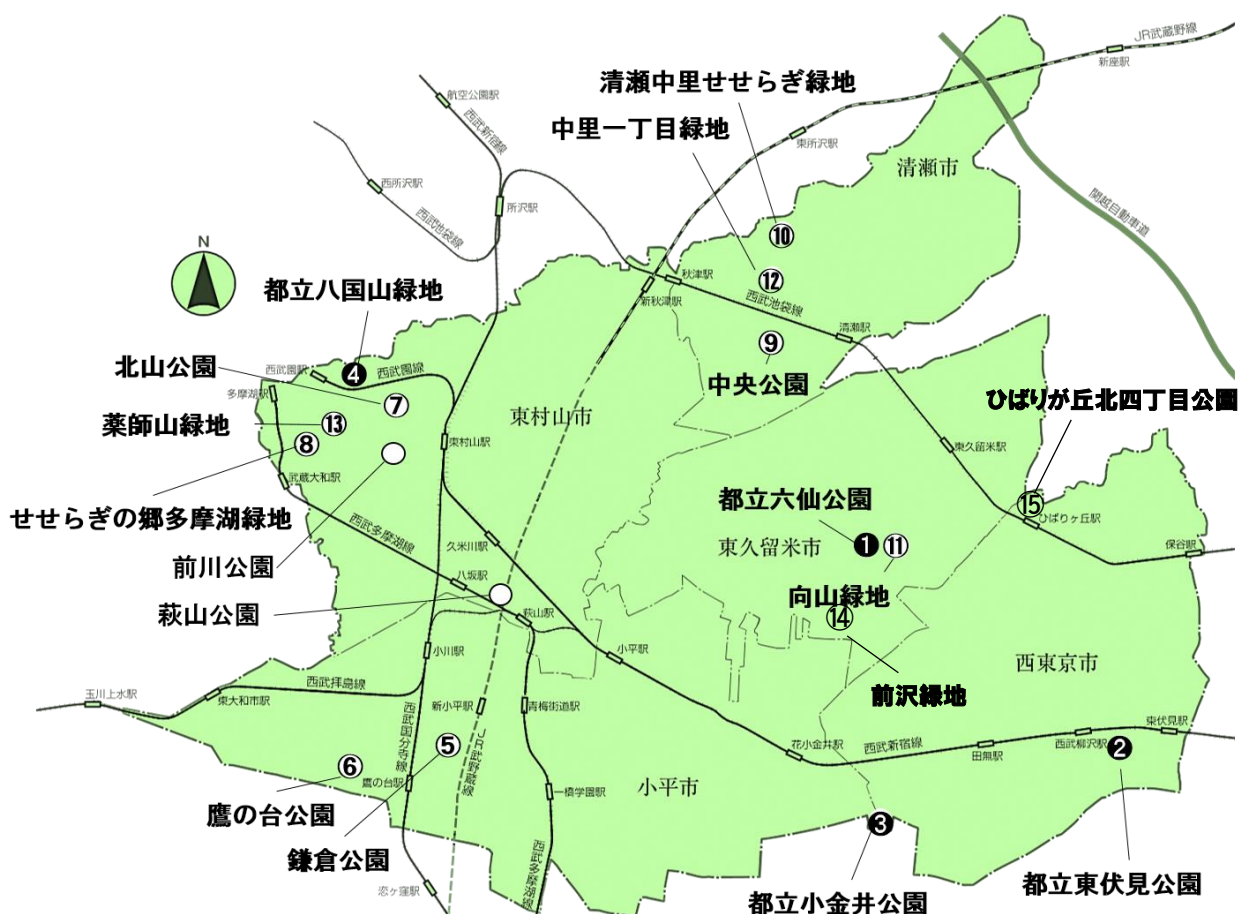
：重点化を図るべき公園・緑地から、区域の重要性和整備効果の面から総合的に評価し設定

※このほか、新たに都市計画として定める公園・緑地の区域において、計画期間内に事業着手する区域は、一定の条件を満たすことにより優先整備区域として拡大することとしています。

多摩六都広域連携プランでは、圏域におけるみどりの創出の観点から、「優先整備区域」の進捗状況について5市で情報共有するとともに、東京都の動向を注視し、都事業の着実な実施を、連携して要請していくとしています。

緑化専門委員会では、優先整備区域の進捗や都市計画公園・緑地の指定を目指す箇所（生産緑地等）の情報共有を行いました。以下に、優先整備区域を都事業と市事業に区分して示します。

◆優先整備区域（重点公園・緑地） 位置図



※ 優先整備区域 ①：都事業、⑤：市事業
重点化を図るべき公園・緑地：○（市事業）

◆都事業

全域が圏域内にある3か所の重点公園・緑地について、東京都建設局西部公園緑地事務所に、次のとおり進捗を確認しました。

(単位：ha)

重点公園・緑地	優先整備区域			公園の開園状況		都市計画 決定面積	事業認可 面積	種別
	所在市	面積	設定時期	現在の 面積	当初開園			
① 六仙公園	東久留米市	9.99	R2.7月	7.62	H18.4月	15.0	11.90	総合
② 東伏見公園	西東京市	9.09	R2.7月	5.28	H25.4月	13.7	9.76	総合
③ 小金井公園	武蔵野市 小金井市 西東京市	5.17	R2.7月	80.49	S29.1月	146.9	92.16	広域
④ 八国山緑地	東村山市	0.72	R2.7月	37.17	H2.6月	39.2	39.20	緑地

「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」、「事業概要令和7年版（東京都西部公園緑地事務所）」から作成
 なお、開園状況の「現在の面積」は、令和7年12月1日時点（東京都西部公園緑地事務所）

◆市事業

令和2年7月の整備方針改定後に、優先整備区域として、⑩から⑮の計6か所が追加されたことから、11か所の重点公園・緑地について、次のとおり進捗を確認しました。

(単位：ha)

重点公園・緑地	市	優先整備区域		公園の開園状況		都市計画 決定面積	事業認可 面積	種別
		面積	設定時期	現在の 面積	当初開園			
⑤ 鎌倉公園	小平市	1.66	R2.7月	0.16	S62.8月	2.9	2.50	近隣
⑥ 鷹の台公園	小平市	1.29	R2.7月	0.02	H13.6月	1.9	1.29	近隣
⑦ 北山公園	東村山市	1.54	R2.7月	2.90	S59.4月	5.3	4.50	総合
⑧ せせらぎの郷 多摩湖緑地	東村山市	0.21	R2.7月	1.42	H31.4月	1.5	1.32	緑地
⑨ 中央公園	清瀬市	1.73	R5.12月 (※4)	1.60	S45.4月	1.7	1.73	近隣
⑩ 清瀬中里せせらぎ 緑地(※1)	清瀬市	0.72	R2.8月	1.23	H12.9月	1.5	0.72	緑地
⑪ 向山緑地(※2)	東久留米市	0.58	R3.3月	0.39	S63.3月	0.8	0.84	緑地
⑫ 中里一丁目緑地(※3)	清瀬市	0.83	R3.4月	1.12	H21.4月	1.3	0.27	緑地
⑬ 薬師山緑地	東村山市	1.05	R5.9月	0	－	1.1	1.1	緑地
⑭ 前沢緑地	東久留米市	0.84	R7.5月	0	－	0.84	0.84	緑地
⑮ ひばりが丘北四丁 目公園	西東京市	0.22	R7.2月	0	－	0.22	0.22	街区

優先整備区域：「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」、公園の開園状況：「公園調書（令和6年4月1日現在）」、各市資料から作成

※1：開園状況は、清瀬せせらぎ公園 ※2：開園状況は、向山緑地公園 ※3：開園状況は、中里一丁目緑地公園 ※4：区域の拡大

【令和7年度の主な取組状況】

鎌倉公園（小平市）

- ・令和7年8月22日付で事業認可区域の追加及び期間を延伸する事業計画変更が認可された。（事業施行期間 令和3年8月20日～令和14年3月31日）
- ・約0.08haの用地を取得した。

鷹の台公園（小平市）

- ・令和7年4月から9月末まで基本設計を行い、10月から実施設計を進めている。
- ・令和6年度から令和7年度にかけて、鷹の台公園用地を取得した。

北山公園（東村山市）

- ・令和５年度に取りまとめた北山公園整備基本設計を基に、整備計画意見交換会等を実施し、地域住民の公園に対する意見や要望、課題等を整理し、実施設計を取りまとめた。
- ・用地取得に向けて、地権者との交渉を進めている。
- ・公園施設改修工事（その１）を行った。

せせらぎの郷多摩湖緑地（東村山市）

- ・令和５年度に取りまとめた実施設計を基にトイレ整備工事を行った。

薬師山緑地（東村山市） 令和５年９月追加

- ・土地開発公社とともに約１.１haの用地を取得した。

中央公園（清瀬市）

- ・令和６年８月に着工し、令和８年１０月のフルオープンを目指している。

清瀬中里せせらぎ緑地（清瀬市） 令和２年８月追加

- ・令和５年度に約０.２５haの用地を取得した。
- ・令和７年度以降の整備に向けて、地域の自然保護団体と協議・調整を進めている。

中里一丁目緑地（清瀬市） 令和３年４月追加

- ・緑地の一部（約０.１ha）の整備を進めている。

向山緑地（東久留米市） 令和３年３月追加

- ・令和６年度に取りまとめた実施設計を基に令和７年９月に着工し、令和８年度中のフルオープンを目指している。

前沢緑地（東久留米市） 令和７年５月追加

- ・事業認可を取得し、地権者より用地を購入し取得した。

ひばりが丘北四丁目公園（西東京市） 令和７年２月追加

- ・令和６年度に取りまとめた基本設計を基に、実施設計を取りまとめた。

前川公園（東村山市） ※重点化を図るべき公園・緑地

- ・令和５年に取りまとめた基本設計を基に、公園整備工事に向けた実施設計を取りまとめた。
- ・土地開発公社で先行取得していた用地（約１.２ha）の一部を市で買戻しを行った。

萩山公園（東村山市） ※重点化を図るべき公園・緑地

- ・令和６年・令和７年の２箇年で公園整備工事（約０.５９ha）を実施し、令和７年４月に Park-PFI 事業の開始に合わせて一部をオープン、令和７年９月に全面を供用開始した。

4 今後の計画

◆都市計画公園・緑地の整備に向けた取組

東京都の策定した方針（緑確保の総合的な方針、都市計画公園・緑地の整備方針）及び東京都が現在策定を進めている緑の広域計画（仮称）に基づく、圏域内の進捗状況等について、５市で情報共有・研究を進める。

◆みどりの保全の推進

身近なみどりの重要性を再認識し、一層のみどりの保護と緑化推進意識の向上を図る活動について、５市で情報共有・研究を進める。

◆魅力ある公園づくりに向けた取組

指定管理者制度など民間活力を活用した公園緑地の維持管理など、圏域の特色を活かした公園づくりについて、５市で情報共有・研究を進める。

5 開催実績

回 数	開 催 日	開 催 場 所	議 題、内 容 等
第1回	令和7年 5月20日	東村山市役所 6階602会議室	(1) 協議会に関する報告事項 (2) 令和7年度付託事項に関する検討について (3) 次期多摩六都広域連携プランのたたき台について
第2回	令和7年 11月19日	東村山市役所 5階501会議室	(1) 多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）素案について (2) 第23回水と緑ウォッチングウォークの報告 (3) 活動報告等の記載について (4) 市立公園緑地等の維持管理や公民連携、市民参加・協働による取組等について
第3回	令和8年 1月28日	東村山市役所 地下1階会議室	(1) 令和8年度の取組 (2) 令和7年度活動報告

(4) 生涯スポーツ専門委員会

令和 8 年 3 月 31 日

生涯スポーツ専門委員会の活動報告について（令和 7 年度）

はじめに

生涯スポーツ専門委員会は、多摩六都広域連携プランに基づき、スポーツ振興に係る広域的施策について、付託された事項について取り組みましたので、下記のとおり報告します。

記

1 検討課題

(1) 多摩六都スポーツ大会の開催

圏域内の市民相互の交流を図るため、令和 7 年度の多摩六都スポーツ大会では、DX 化による新しいスポーツをテーマとすることで若い世代の市民の参加を促す事業を実施していく方向としました。東村山市を大会の主管とし、運営体制等について検討を行いました。

(2) 多摩六都スポーツ大会の実施内容の検討

令和 8 年度に行う多摩六都スポーツ大会の担当市や実施種目等について検討を行いました。

(3) 圏域スポーツイベントの研究

既存の各市のスポーツイベントに当該市民のみならず圏域住民も継続して参加いただけるよう、参加を促す方法等について、引き続き検討を行いました。

2 検討結果

(1) 「多摩六都スポーツ大会 たまろくとスポーツ DX 体験会」の開催について

専門委員会において具体的な検討や準備を進め、次のとおり開催しました。

<大会の概要>

① 開催の目的

DX 化による新しいスポーツをテーマとすることで若い世代の市民の参加を促し、新たな地域連携促進の手段として、令和 8 年度からの多摩六都広域連携プランを策定するうえで参考とすることを目的とします。

② 大会概要

主 催：多摩北部都市広域行政圏協議会（小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市）

主 管：東村山市

開 催 場 所：TAC 東村山スポーツセンター

開 催 日 時：令和 8 年 1 月 17 日（土）午後 2 時から午後 5 時まで

役 割 分 担：実行委員長：東村山市市民スポーツ課長、副実行委員長：他 4 市の課長

実行委員：各市・協議会事務局の担当者

内 容：テレビゲームや AR 技術を活用した対戦ゲーム「HAD0」、ドローンレースの体験など、スポーツ DX による新しいスポーツを参加者に体験していただきます。

参 加 対 象：どなたでも可（入退場自由）

その他：今回は体験会として入退場自由のイベントとしたため、各市で協議した結果、記念品は作成しないこととしました。また、広報についてはチラシの印刷はせずに、各市のホームページや SNS での周知を依頼し、ご対応をいただきました。

<参加状況および成果>

○体験会参加人数：120 名（うちアンケート回答者数：40 名）

○成果

今回、スポーツ DX 体験会という新しいスポーツの形をテーマとしたことで、小学生以下の親子連れの参加が多く見られ、目的としていた若い世代の市民の参加を達成することが出来ました。

アンケートの結果から、参加者の多くの方に満足いただけたことに加え、参加者だけでなく、生涯スポーツ専門委員会の各市担当者にも実際に体験をいただくことで、新たなスポーツへのアプローチの方法を学ぶ機会の創出にも繋がりました。

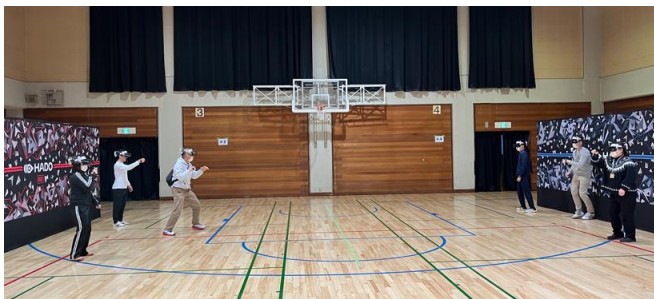
今回のイベントでの実体験やアンケートの結果を、令和 8 年度以降の生涯スポーツ専門委員会の取り組みの検討に活かしていきたいと思います。



3つのブースに分けてイベントを実施



ドローン操作体験



AR スポーツ「HADO」の体験



e-sports 体験

(2) 多摩六都スポーツ大会の実施内容の検討

①令和 8 年度の実施内容について

前年度に決定したとおり、令和 8 年度は清瀬市が主管となります。

これまでの各市でのイベントや、各市でのニーズなどを踏まえたうえで、清瀬市を会場として、圏域の幅広い世代が参加できる多摩六都スポーツ大会を実施します。

②令和 9 年度以降の競技種目の決定方法について

圏域住民がスポーツに親しみ広く交流する場であるという多摩六都スポーツ大会の趣旨を踏まえ、圏域住民にとって魅力ある種目を基本に実施内容を検討し、5 市で協議のうえ担当市の意向を尊重する決定方法を引き続き採用します。

(3) 圏域スポーツイベントの研究

既存の各市のスポーツイベントに、当該市民だけでなく圏域住民も参加できるよう、昨年度、協議会 Web サイトに圏域スポーツイベントのページを新設して、各市のイベントを集約して掲載しました。本年度は、内容を精査して更新するとともに、協議会ニュースでも、スポーツイベント情報と相互利用を行っている屋内施設の情報を広報しました。

また、今後の研究の一助とするため、スポーツ施設の相互利用の利用状況調査を実施しました。

3 今後の計画

令和 9 年度以降も、圏域住民がスポーツに親しみ、交流する「多摩六都スポーツ大会」を継続していくため、魅力ある種目や効果的・効率的な運営を検討します。

スポーツ施設の相互利用については、各施設の利用状況を把握し 5 市で情報共有するとともに、利用状況を分析のうえ課題の抽出を行い、利用者の利便性向上に向けた対応策を引き続き検討していきます。

4 開催実績

(1) 専門委員会

回 数	開 催 日	開 催 場 所	議 題、内 容 等
第 1 回	令和 7 年 6 月 24 日	TAC 東村山 スポーツセンター	(1) 令和 7 年度専門委員会への付託事項について (2) 令和 7 年度多摩六都スポーツ大会について
第 2 回	令和 8 年 1 月 8 日	TAC 東村山 スポーツセンター	(1) たまろくとスポーツ DX 体験会について (2) 令和 7 年度生涯スポーツ専門委員会の活動報告について (3) 令和 8 年度生涯スポーツ専門委員会の付託事項について (4) 生涯スポーツ専門委員会の年間スケジュールについて

(5) 産業・観光振興専門委員会

令和 7 年 3 月 31 日

産業・観光振興専門委員会の活動報告について（令和 7 年度）

はじめに

本専門委員会は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催決定を受け、圏域における各市の観光資源等を活用し、圏域の魅力をより一層高めることを目的に、平成 26 年度より設置されたものです。

令和 3 年 3 月に策定された「第四次多摩北部都市広域行政圏計画・多摩六都広域連携プラン」の中で、「人をひきつけ街がにぎわう多摩六都」を掲げ、「多摩六都の産業・観光の魅力向上」と「情報発信の強化」を目指して取り組んでおります。これにより、本専門委員会では、圏域の産業・観光等の魅力を発信するべく、圏域各市における地域資源の抽出を行うことなどにより、圏域を一つの地域と捉え、圏域内外に対しての情報の発信や PR 方法などについて、検討を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1 検討課題

圏域内の地域資源の活用及び他団体との連携による、圏域の魅力の創出や発信に関する施策の検討について

東京 2020 大会開催を見据え、平成 29 年に東京都商工会連合会（以下「連合会」という。）を主体とした「多摩観光推進協議会（以下「推進協議会」という。）」が設置されました。推進協議会は、「多摩を巡る観光ルート開発プロジェクト」に取り組んでいます。多摩北部地域では、本専門委員会が協力し、平成 30 年度から回遊性イベントを開催しています。

多摩六都の圏域においては、自然豊かな環境などの魅力がある一方で、観光隣接する市間で大きな差異がなく、目立つ観光資源がないため、圏域外からの観光客誘致が今後の課題となります。本委員会での事業を通じて、多摩の魅力を感じてもらうための発信を構成市・事務局、時に地域との連携を行いながら、広く多摩の魅力を知っていただくことを目的として、事業を進めてまいります。

2 検討結果

(1) 北多摩 T O K Y O アニメスタンプラリー&謎解き宝探しの事業実施について

令和 2 年度より実施している「北多摩 T O K Y O アニメスタンプラリー&謎解き宝探し」の第 6 弾を実施しました。本事業は、イベントへの参加を通じて多摩の魅力を感ずることで、リピーターとして再び多摩地域に訪れたくなるような観光資源の発掘と観光ルート開発することを目的としています。

イベントは各市が設定したスポットを巡りながら、スタンプラリーと謎解きを楽しんでいただく内容となっています。令和 6 年度まではスタンプラリーを楽しんでいただくイベントでしたが、スタンプラリーの企画の一部として行った謎解きが非常に好評だったことから、令和 7 年度より謎解き要素を加えた企画となっております。また、スポットの各施設の特徴を踏まえたデザインがされたイベントオリジナルキャラクターの設定や地域イベントとの連携など、様々な楽しみ方ができる仕掛けを行いました。

イベントのプロモーションとしては各市の市報や市ホームページ・協議会ホームページでの掲載、関係施設でのポスター掲示・チラシの配布、J:COM チャンネル内での CM の放映のほか、エリア内の全小学校 1～3 年生への謎解き用紙（イベントチラシ）の配布を行い、イベントへの参加促進に務めました。

また、各市のスポットの一部でイベント参加者への特典を設定しました。一例として、ドリンクサービスやオリジナルステッカーのプレゼントなど、イベントを楽しみながらスポット利用を通じて地域を盛り上げる仕掛けづくりを行いました。そのほか、地域の特産品や施設の招待券を景品として設定したりと、イベントを通じて各市の魅力を感じていただくイベントにもなりました。

(2) 事業実施に係る推進協議会への協力について

事業の実施にあたり、スタンプスポットの調整及び情報提供や各種校正確認等の事業協力を行いました。また、広報活動として、各市の市報掲載（9月15日・20日・10月15日号）及びホームページへの掲載や、広域行政圏協議会ニュース（9月1日発行）、ホームページ「たまろくナビ」への掲載、イベント期間中のJ:COMチャンネルでのCM告知、イベント会場でのPRなどを行いました。

事業周知（例：チラシ）

TAMA☆ろくと巡礼物語
北多摩TOKYO

2025 10.1(水)・11.30(日)

スタンプラリーと謎解き宝探し、2つの冒険に挑戦!

スタンプラリー-北多摩大冒険!
5市のスタンプスポットにある二次元コードを読み取ろう!裏面の手順で、スマートフォン・タブレットに「みまもりあいアプリ」をインストールしてね。
みまもりあい♡アプリ

謎解き宝探し-北多摩の謎に挑め!
まずはスタンプスポットなどで謎解き宝探し地図をゲットしよう!5市に隠された手がかりを集めて、宝箱を見つけられるかな?詳しくはホームページを確認してね。

交換所でもらえる景品
牛乳パックメモ 先着500個
カトラリーセット 先着500個
オリジナルハイチュウ 先着1,000個

応募して抽選でもらえる豪華景品
季節の味 恵乃 べあ食事券 2名様
Nintendo Switch 1名様
特産品詰め合わせや施設招待券 各3名様

※景品の写真はイメージです。実際と異なる場合があります。※Nintendo Switchの本体カラーはお選びいただけません。※Nintendo Switchのロドド: Nintendo Switchは任天堂の商標です。

【主催】東京都商工会連合会多摩圏光圏推進協議会 【共催】小平商工会、東村山市商工会、清瀬商工会、東久留米市商工会、西東京商工会
【協力】多摩北部都市広域行政圏協議会（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）、西武鉄道株式会社
【お問い合わせ】「TAMA☆ろくと巡礼物語」事務局 ※ホームページのお問い合わせフォームより24時間受付しております。
【企画実施】株式会社ジェイコム東京 【ホームページ】<https://kitatama-stampally.com/>

巡礼物語

(3) 実施事業の振り返りと実績について

圏域での回遊イベントは、平成30年度・令和元年度のカードラリー、令和2年度から本年度まではアニメスタンプラリーと計8回を実施してきました。本年度は、10月1日から11月30日まで、予定通り開催しました。

【実績】

項目	実績	(令和6年度)
実施期間	令和7年10月1日(水) から同年11月30日(日) 61日間	令和6年10月1日(火) から同年11月30日(土) 61日間
スタンプ設置箇所	19 箇所：公共施設 2、 民間 12、社寺 2、駅 3	28 箇所：公共施設 8、 民間 13、社寺 4、駅 3
参加実績 アプリスタンプラリー (グループの登録数)	546 名	714 名
スタンプが押された数	3,247 回	6,549 回
アプリミッション (スタンプ5種以上)	290 個	288 個
アプリミッション (スタンプ10種以上)	260 個	266 個
謎解き対象箇所	6 箇所	6 箇所
謎解きミッション (1 箇所クリア)	992 個	809 個
スタンプラリー18 箇所・謎解き最終謎クリア	配布 557 件 応募 398 件	配布 631 件 応募 383 件
ミッションクリア賞 (スタンプラリー5 か所以上、謎解き 1 問のうちいずれかもしくは両方をクリア)	応募 547 件 (Web269、ハガキ278)	応募 520 件 (Web281、ハガキ239)
公式ホームページアクセス数	27,459 ページビュー	12,733 ページビュー
ユーザー数	2,141 名	3,434 名
新規ユーザー数 (過去 2 年間閲覧履歴なし)	2,083 名	2,974 名

<分析>

スタンプラリーの応募者や謎解きクリア賞の応募者に対するアンケートにおいて、謎解きは 0～9 歳の参加者が最も多く、スタンプラリーでは 60 代であった。用紙を使った謎解き宝探しは親子の参加が多かったと推定されるとともに、モバイルを使ったスタンプラリーはシニア層に受け入れられ、幅広い年代層の参加者を獲得した。

応募のきっかけとしては「昨年度に引き続き参加」との回答が多数見受けられる一方で、謎解きにおいては「チラシ・ポスター」により参加したという回答も多かったことから、圏域内におけるチラシの配布の効果が見受けられた。

その他、満足度や次回への参加意欲といった設問では「北多摩の魅力を知ることができた」「街歩きが健康につながった」「地域の魅力を楽しめた」といった声も上がっており、次回開催の要望も多く確認された。

(4) 多摩・島しょ広域連携活動助成金事業について

令和6年度より、多摩・島しょ広域連携活動助成金による事業を開始しました。本事業については、「緑あふれる多摩六都の魅力を圏域内外に浸透させ、「選ばれるまち」になる」「シビックプライドを醸成し、市民や事業者の参加による持続可能な魅力発信を実現する」を目的として、令和6年度から令和10年度の5か年事業となります。2年目である今年度は「多摩六都の魅力を発信する動画の制作事業を行いました。本事業はプロポーザルによる事業者選定を行い、委託事業者と「多摩六都らしさ」について検討を行いながら、地域資源の発掘・発信にもつながるよう地域事業者や施設と連携しながら撮影を進め、11本の動画を公開しました。

来年度以降については、令和8年度は引き続き動画制作事業を行います。制作する動画については、今年度の事業での課題を踏まえながら、四季を通じて各市の魅力が伝えられる動画を目指し、取り組んでまいります。また、令和9・10年度には圏域内でのイベントを開催予定であり、動画制作事業でご協力いただいた地域の方々をはじめ、地域と連携しながら、実施に向けた検討を行ってまいります。

【作成動画】

	タイトル
1	「たまろくと」ってなあに？
2	多摩六都の子育て
3	多摩六都の産品
4	多摩六都の休日
5	せっかくろくと!!
6	多摩六都の日常
7	多摩六都の歴史と観光
8	こたつピクニック in ろくと
9	心に潤いを
10	豊かな人生を
11	多摩六都で暮らそう

3 今後の計画

圏域においては、急速な少子高齢化や加速する人口減少などが課題として掲げられており、地域愛の醸成を進め、定住人口を増やし地域を活性化することが求められています。また自然豊かでありながら、交通網等の利便性を兼ね備えた多摩地域の魅力をより広く発信することで、圏域内各市の交流人口の増加を目指してまいります。そのためにも本事業をはじめとする回遊性の向上につながる取り組みは、非常に重要であると考えます。

このことから、圏域内各市の観光資源の更なる活用、また、圏域内各市に点在する観光資源の結び付けといった回遊性の向上を目指した検討を行い、効果的な圏域の魅力の発信を進めてまいります。さらに、圏域内各市における観光資源の抽出や市域を超えた地域ブランド普及、とりわけ最新技術を取り入れた情報発信の強化などを目指しながら、関係団体との連携など地域との関係性の構築をより一層進めてまいります。

4 開催実績

回 数	開 催 日	開 催 場 所	議 題、内 容 等
第 1 回	令和 7 年 5 月 12 日	東村山市役所 本庁舎 6 階 第 2 委員会室	(1) 令和 7 年度事業について（北多摩地域観光ルート開発プロジェクト事業） (2) 令和 7 年度事業について（産業・観光振興専門委員会の活動について） (3) 令和 7 年度事業について（動画制作） (4) 次期行政圏計画について
第 2 回	令和 7 年 7 月 25 日	東村山市役所 本庁舎 3 階 庁議室	(1) 令和 7 年度事業について（北多摩地域観光ルート開発プロジェクト事業） (2) 多摩・島しょ広域連携活動助成金事業について (3) 令和 7 年度事業について（動画制作事業関係）
第 3 回	令和 8 年 2 月 16 日	東村山市役所 いきいきプラザ 3 階 情報研修室	(1) 北多摩 TOKYO アニメスタンプラリーについて（報告） (2) 令和 7 年度産業・観光振興専門委員会活動報告 (3) 令和 8 年度以降の多摩・島しょ広域連携活動助成金について

(6) 広域行政圏計画専門委員会

令和 8 年 3 月 31 日

広域行政圏計画専門委員会の活動報告について（令和 7 年度）

はじめに

広域行政圏計画専門委員会は、令和 3 年 3 月に策定した多摩六都広域連携プラン(第四次多摩北部都市広域行政圏計画)(令和 3 年度～令和 7 年度)に続く広域行政圏計画について、令和 5 年 11 月の第 2 回協議会で計画期間や計画の構成などについて検証し、圏域の現状や課題を的確に把握した上で次期プランを策定することが承認されたため、令和 6 年 4 月に構成市企画担当者を委員とする専門委員会として設置されました。

本年度における活動について、下記のとおり報告します。

記

1 検討課題

今後、人口減少と少子高齢化が急速に進展していくことが見込まれている一方で、行政ニーズや課題はますます多様化、複雑化しており、持続可能な行政サービスへの影響が見込まれます。そのような中でも限られた経営資源で変化していく課題に対応していく必要があるため、自治体間の水平連携の重要性はより高まっていくと考えられます。

そのため、構成 5 市が協議を重ね、課題解決にむけた情報共有や連携を進めていくためには、本協議会の枠組みを有効に利用、活用していくべきであるとの結論に至り、今後も連携・協調して施策実現を図っていく考え方に立ち、次期プラン策定に取り組めます。

2 検討結果

令和 6 年度は、計画策定の基本的な考え方について、現行プランを参考に情報共有しながら検討を重ね、計画のあり方、構成等について方向を示しました。また、構成市の各所管課へ調査を実施し、その結果を踏まえ、具体的な取組について検討し、次期プランの骨格案を作成しました。

令和 7 年度は、次期プランの骨格案を基に素案を作成し、審議会へ報告するとともに、10 月の協議会に諮った上、11 月 10 日から 12 月 10 日にかけて素案のパブリックコメントを実施しました。

その後、パブリックコメントの意見を反映させた計画（原案）を 1 月の協議会に諮り、決定を受けた後、2 月の審議会に諮問、答申を経て、冊子の納品をもって多摩六都広域連携プランの策定作業を完了としました。

(1) 計画のあり方

- ・ 現行プランの考え方を継承するとともに、次期プランの内容を実情に即したのに見直しました。
- ・ 次期プランの策定に当たっては、将来の圏域像が見えるものとし、広域連携の方向と具体的な取組が見えるものに創意工夫することとしました。
- ・ 国、東京都の諸計画、施策などと整合が取れたものとなりました。

(2) 計画の構成

- ・ 現行プランの 5 市の連携・協調の理念及び具体的取組を全て盛り込んだ一層構成を継承しました。

(3) 計画の期間

- ・計画の期間は、社会経済情勢の変化を想定して令和12年度までの5年間としました。

3 開催実績

(1) 専門委員会

回 数	開 催 日	開 催 場 所	議 題、内 容 等
第1回	令和7年 6月26日	書面開催	多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画（仮称）素案（案）について
第2回	令和7年 10月14日	書面開催	(1) 多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）素案について (2) パブリックコメントの実施について

(2) 専門部会

係長以下の職員による検討の場として専門部会を立ち上げ、計画策定に関する実務的な調査、検討を行いました。

回 数	開 催 日	開 催 場 所	議 題、内 容 等
第1回	令和7年 5月13日	東村山市役所 庁議室	次期多摩六都広域連携プランたたき台（案）について
第2回	令和7年 8月25日	WEB 会議	(1) 多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）素案について (2) パブリックコメントの実施（案）について

3 共同事業

(1) 文化事業（多摩六都フェア）

ア 多摩六都フェア 2025 こだいら合唱団 小平市民オーケストラ演奏会 (小平市)

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 2025 こだいら合唱団 小平市民オーケストラ演奏会
- (2) 事業内容 音楽文化豊かな多摩六都の形成のため、多摩地域を拠点に活動している市民オーケストラと共に合唱演奏会を催す。
出演する合唱団員を5市の広報紙(5月頃)等を通じて広く一般公募し、この演奏会のために「こだいら合唱団」が結成される。7月上旬の結団式以来、毎週水曜日の夜間にルネこだいらにおいて合唱指導者の指導のもとに練習を重ね、本番に臨む。
オーケストラについては、多摩六都地域を拠点に活動している「市民オーケストラ」と共に実施することとしており、毎年度、入れ替えを行い、広域的な連携を図っている。
- (3) 日 時 令和7年12月21日(日) 午後3時～午後5時
- (4) 場 所 小平市民文化会館(ルネこだいら)大ホール
- (5) 出 演 者 指揮:佐藤宏充
管弦楽:小平市民オーケストラ 合唱:2025 こだいら合唱団
ソリスト:和田奈美(ソプラノ)、工藤翔陽(テノール)、市川宥一郎(バリトン)
オルガン:赤塚博美
- (6) 曲 目 サン=サーンス:歌劇「サムソンとデリラ」よりバッカナール
サン=サーンス:アルジェリア組曲
グノー:聖チェチーリア荘厳ミサ曲
- (7) 参加状況 来場者数 916 人 (令和6年度:787 人)
- (8) 事業費 2,031,788 円
- (9) 主 催 多摩北部都市広域行政圏協議会、(公財)小平市文化振興財団 開催市:小平市
企画運営:2025 こだいら合唱団実行委員会、小平市民オーケストラ



イ 多摩六都フェア 多摩5美術展（旧：多摩北部5市美術家展）（小平市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第38回 多摩5美術展
- (2) 事業内容 多摩六都フェア「多摩5美術展」は、多摩北部5市を代表する著名な画家の方々の作品を、地域住民に鑑賞してもらうことにより、市域を越えた芸術家及び市民の交流を図るとともに、地域内における文化芸術の普及と還元を図ることを目的に実施している。当初は清瀬市郷土博物館で行われてきた「圏域美術家展」について、第16回展（平成15年度）より多摩北部5市を巡回して開催しており、第30回展（平成29年度）より「多摩北部5市美術家展」、第37回展（令和6年度）より「多摩5美術展」へと改称を行った。
- 今年度は小平市での開催で、開催日にはオープニングセレモニーを実施した。開催期間中、会場には多摩北部5市を代表する著名な画家の方々の作品や立体作品を展示し、様々な画風を展開した。また、連携事業として、小平市内にある武蔵野美術大学の学生で組織された「小平グリーンロード灯りまつりたけのこ公園実行委員会」が制作し、小平市のグリーンロードで毎年夏の夜に開催される灯りまつりで実際に展示された灯ろうを展示し、灯りまつりでの取組の様子をパネルで紹介した。新たな取り組みとして、絵画のキャプションに作者のコメントを添えた。これにより、作者がどのような思いを込めて作品に取り組んだのか、作品とともにその背景や意図も楽しめるよう導入した。
- 来場者からのアンケートでは、「作者の心情、意図がわかり良かった。」、「説明により理解できた作品もあった」などのコメントが寄せられ、絵画を分かりやすく、身近に感じてもらうことができた。
- (3) 開催月日 令和7年11月3日（月・祝）午後2時～5時
令和7年11月4日（火）～9日（日）午前10時～午後5時
※11月3日（月・祝）午後1時30分からオープニングセレモニーを実施
※連携事業を開催期間中に実施
- (4) 開催場所 小平市民文化会館（ルネこだいら）2階展示室
- (5) 参加状況 来場者数 504人（令和6年度：936人）（令和5年度：694人）
出品数 42点（令和6年度：60点）（令和5年度：32点）
東村山市6点、清瀬市7点、東久留米市6点、西東京市7点、小平市16点
- (6) 事業費 1,321,942円 入場料：無料
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会 開催市：小平市
企画 多摩5美術展実行委員会

開催記録写真



ウ 多摩六都フェア ぴゅあ あーと展（東久留米市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第18回 ぴゅあ あーと展
- (2) 事業内容 圏域 5 市が連携して、障がいのある人の作品展を開催することにより、その芸術・文化活動を推進するとともに、圏域市民の理解を深めることを目的として、平成 18 年度から事業を開始し、今年度で 18 回目を迎える。（令和 2 年度、3 年度は中止）
圏域に居住、通勤し、障がいのある人の芸術・文化活動の推進に関心のある有志が実行委員会を立ち上げ、企画運営している。また、選考会及び作品展の会場設営や後片付けには、圏域 5 市の福祉作業所職員、手をつなぐ親の会の皆さんが応援スタッフとして、ボランティアで参加している。
ぴゅあ あーと展は、選考会で専門家に選出された作品（絵画・陶芸・彫刻・オブジェ・書道・その他）が展示されることから、同展に入選することが制作者の目標となり、日々のモチベーションアップにもつながっている。
今年度は、作品とその制作者を開催初日のオープニングセレモニーで紹介した。
- (3) 開催月日 令和 8 年 2 月 4 日(水) 午後 4 時～午後 7 時
令和 8 年 2 月 5 日(木) 午前 10 時～午後 6 時
令和 8 年 2 月 6 日(金) 午前 10 時～午後 5 時
- (4) 開催場所 東久留米市市民プラザホール、屋内ひろば
- (5) 参加状況 展示作品 106 点（令和 6 年度：96 点）、応募作品 277 点（令和 6 年度：287 点）
来場人数 920 人（令和 6 年度：662 人）
- (6) 事業費 800,000 円 入場料：無料
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会 開催市：東久留米市（企画調整課）
運営 多摩六都フェア ぴゅあ あーと展実行委員会
実行委員：小平市／あさやけ作業所、あさやけ第二作業所
東村山市／久米川共同作業所 清瀬市／ひだまりの里きよせ
東久留米市／東久留米市手をつなぐ親の会、まあぶる、
ゆいまある南沢
事務局：のぞみの家 選考委員：武蔵野美術大学ほか
ボランティア：圏域 5 市福祉作業所ほか



エ 多摩六都フェア パラアート制作ワークショップ・パラアート展覧会（西東京市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア パラアート制作ワークショップ及びパラアート展覧会
- (2) 事業内容 障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術に触れ、創造する環境づくりを促進するため、「【冒険】～アートが導く自分だけの宝探し～」をテーマに「パラアート制作ワークショップ」と「パラアート展覧会」を開催した。
- ワークショップでは圏域内に在住・在学の中学生・高校生で障害のある方を対象に参加者を募集し、9名の受講生が参加した。「【冒険】～アートが導く自分だけの宝探し～」というテーマのもと、粘土を使った自分だけの宝物や宝の地図、オリジナルパズルマップ、トレジャーシップ、絵画作品などの制作を行った。第4回では、デザインユニット G00 CHOKI PAR を講師として招き、受講生と一緒にトレジャーシップ制作を行った。また、合作の作品を制作することで、受講生同士の交流を生むことができた。
- 展覧会ではワークショップで制作した作品に加え、圏域に在住・在勤・在学の障害のある方から「【冒険】～アートが導く自分だけの宝探し～」をテーマに絵画作品を募集し、展覧会を行った。展覧会は圏域5市を順番に回って開催することで、約600名の方にご来場いただき、作品を楽しんでいただいた。
- 展覧会に展示した作品の中から優秀作品を選定して、受賞者へ表彰状を、併せてワークショップ受講生へ修了証書の授与式を開催し、事業を終了した。
- ワークショップ受講生からは、「初めての方々との作業でもあまり違和感なく取り組めた」、「習い事をしている感覚で楽しく通うことができた」、「年齢層の違う参加者さんと一緒に参加できた」などの声を、展覧会来場者からは、「一生懸命に作品に取り組む姿が思い浮かび、胸が熱くなった」、「作品が多種多様であり、絵、題名、コメント含め想像がふくらみ楽しかった」、「”宝物”らしくとてもカラフルで見ているだけで元気になれた」などの声があった。
- (3) 開催月日 ワークショップ：令和7年8月23日（土）、8月30日（土）、9月6日（土）、9月13日（土） 全4回
展覧会：令和7年10月14日（火）～12月7日（日）のうち26日間
表彰式：令和7年12月7日（日）
- (4) 開催場所 ワークショップ：障害者総合支援センターフレンドリー
展覧会：小平市中央公民館、清瀬市生涯学習センター、東村山市立中央公民館、東久留米市立東部地域センター、西東京市 J:COM コール田無
表彰式：西東京市 J:COM コール田無
- (5) 参加状況 受講生 9人、展覧会来場者数 594人、展覧会出品数 107作品、表彰式 38人
- (6) 事業費 1,624,949円
- (7) 主催 西東京市・多摩北部都市広域行政圏協議会



ワークショップ



展覧会

(2) スポーツ事業（多摩六都フェア）

多摩六都フェア スポーツ大会【たまろくとスポーツ DX 体験会】（東村山市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア スポーツ大会 たまろくとスポーツ DX 体験会
- (2) 事業内容 多摩北部都市広域行政圏協議会は、市域を越えた隣接する各市が相互に連携し、共通する行政課題を効果的に解決していくことを目的としており、共同スポーツイベントの推進として、多摩六都スポーツ大会を開催している。
令和7年度は、DX化による新しいスポーツをテーマとすることで若い世代の市民の参加を促し、新たな地域連携促進の手段として、令和8年度からの多摩六都広域連携プランを策定するうえで参考とすることを目的に、「スポーツDX体験会」を開催した。
当日は自由参加とし、来場者はテレビゲームやAR技術を活用した対戦ゲーム「HADO」、ドローンレースの操作体験など、スポーツDXによる新しいスポーツを体験していただいた。
- (3) 日 時 令和8年1月17日（土）午後2時から午後5時まで
- (4) 場 所 TAC 東村山スポーツセンター
- (5) 参 加 120名（うちアンケート回答者：40名）
- (6) 事業費 60,000円
- (7) 主 催 多摩北部都市広域行政圏協議会 主管市：東村山市（市民スポーツ課）



3つのブースに分けてイベントを実施



ドローン操作体験



AR スポーツ「HADO」の体験



e-sports 体験

(3) 緑の保全事業（多摩六都フェア）

多摩六都フェア 水と緑ウォッチングウォーク（東村山市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第23回 水と緑ウォッチングウォーク
- (2) 事業内容 圏域住民の貴重な財産といえる水と緑の豊かな自然を再発見し、自然を慈しむ心を育む機会として、毎年趣向を凝らしたウォーキングコースを設定して散歩する。
令和7年度は、委員長市である東村山市の南部から北部にかけて、東村山市の代表的なみどりの核となる「萩山公園」や「国立療養所多磨全生園」、みどりをつなぐ水辺の軸となる「野火止用水、空堀川」沿い、農とみどりが共存する「農とみどりの体験パーク(秋津ちろりん村)」といった施設を巡った。
ウォーキング中は、職員から各拠点の説明を行うなど、みどりの保全意識への啓発を行った。
- (3) 開催月日 令和7年10月11日(土)
- (4) 開催場所 萩山駅(北口)→萩山公園→四季の森公園→野火止用水→稲荷公園→万年橋のケヤキ→空堀川下堀広苑→空堀川青葉緑道→国立療養所多磨全生園→大沼田緑地→農とみどりの体験パーク(秋津ちろりん村)
- (5) 参加状況 当日参加人数 83人(小平市19、東村山市13、清瀬市3、東久留米市16、西東京市20、その他12)※応募数121件(郵便17、メール3、Logoフォーム101)欠席38人
- (6) 事業費 181,989円(ポスター等作成、傷害保険等)
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会
開催市 東村山市(みどりと公園課)

■ポスター（圏域市公共施設に掲示）

■「萩山公園」について説明を受ける様子



■「稲荷公園」について説明を受ける様子



（４）青少年健全育成事業（多摩六都フェア）

ア 多摩六都フェア ヤング・ダンスフェスティバル（小平市）

- （１）事業名称 多摩六都フェア 第 19 回 多摩六都ヤング・ダンスフェスティバル
- （２）事業内容 本広域行政圏の青少年健全育成事業として、平成 19 年度に立ち上げた事業のひとつ。
多摩北部都市広域行政圏の高等学校の生徒を対象として、ヒップホップ、ブレイクダンス、ジャズダンス等、ジャンルを問わず、ダンス発表の場を提供するとともに、高校生の自主性を育む。また、この活動を通じて地域に高校生が活躍する場を作り、地域貢献する喜びを持たせ、活気あるまちづくりを推進することを目的とする。
本事業は、圏域の高校 21 校に呼びかけて参加チームを募集している。参加チームの代表者で組織される「高校生代表者会議」により企画運営（企画検討、当日の司会や受付、会場整理など）が行われ、高校生による高校生のためのイベントとして定着しており、今回は例年多くの来場者があり、多摩六都全域で盛り上がりを見せている。
今年度は昨年引き続き、参加チーム代表者によるエンディング・ダンスを披露した。
- （３）開催日時 令和 8 年 2 月 22 日(日)午後 1 時 30 分から
- （４）開催場所 小平市民文化会館（ルネこだいら）大ホール
- （５）参加状況 13 校 22 チーム出演者 419 人（令和 6 年度：13 校 23 チーム出演者 441 人）
白梅学園高校、小平高校、小平西高校、小平南高校、錦城高校、東村山高校、東村山西高校、明治学院東村山高校、東久留米総合高校、久留米西高校、田無高校、武蔵野大学高校、日本体育大学桜華高校
来場者数 783 人
- （６）事業費 551,298 円
- （７）主 催 多摩北部都市広域行政圏協議会 （開催市：小平市）
主 管 小平市教育委員会 企画運営 高校生代表者会議



イ 多摩六都フェア ヤングライブフェスティバル（東村山市）

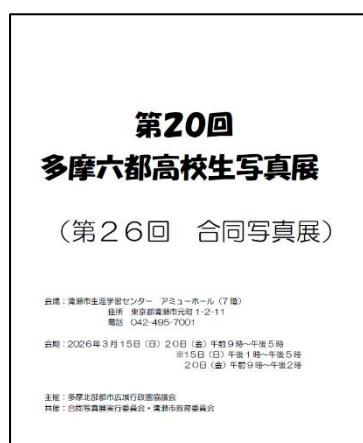
- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第19回多摩六都 ヤングライブフェスティバル
- (2) 事業内容 本広域行政圏の青少年健全育成事業として、小平市の「ヤング・ダンスフェスティバル」、清瀬市の「高校生写真展」とともに立ち上げた事業のひとつで、平成19年度から事業を開始し、令和7年度で第19回を迎えた。
- 構成5市に在住・在勤・在学する概ね15歳から25歳の青少年が構成するグループ又は個人（ジャンルを問わず）が一堂に会して日頃の活動成果を発表し、交流を行う場とすることを目的としている。
- 参加者募集にあたっては、多摩六都に所属する学校に案内を送付するとともに、広報誌や市ホームページ、インスタグラムにて募集を行った結果、音楽活動の発表の場を求めた青少年たちで構成したバンドが27組の応募があった。
- 各グループの代表者によって実行委員会を組織し、プログラム順を考案するなどして本事業の運営に携わった。
- 本番当日は早朝に大雪警報が発令されたことから、出演者及び来場者の安全を考慮し、やむなく中止とした。
- 本番前日の2月7日には予定通り、出演予定バンドによるリハーサルを実施したため、事業目的のひとつである出演者同志の交流については一定程度達成されたものと考ええる。
- (3) 日 時 令和8年2月8日（日） 午前10時
- (4) 場 所 東村山市立富士見文化センターホール
- (5) 参加状況 参加者 27組
- 東村山第七中学校、日体桜華高校、白梅学園高校、田無工科高校、東久留米総合高校、一般
- (6) 事業費 450,000円 入場料：無料
- (7) 主 催 多摩北部都市広域行政圏協議会
- 多摩六都ヤングライブフェスティバル実行委員会
- 開 催 市 東村山市
- 共 催 東村山市教育委員会



ウ 多摩六都フェア 高校生写真展（清瀬市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第20回高校生写真展
- (2) 事業内容 多摩北部地域を中心とする高等学校の写真部等が日常の作品を持ち寄り、写真技術の向上と部活動の活性化及び高校生同士の交流を図ることを目的とする。
同世代の物の見方や考え方に触れ合い、写真を通して感性や創造性を発見する絶好の場となっている。例年、各校の生徒が受付を担い、出品者同士での人気投票を実施するなど、学校間の交流を深め、少人数の写真部等では部活動の活性化に寄与してきた。
平成18年度に第1回を開催した。当時協議会に設置されていた社会教育専門委員会において、青少年健全育成のための居場所づくりとして、高校生以上を主な対象としたイベントや交流事業の展開を検討し、小平市の「ヤング・ダンスフェスティバル」、東村山市の「ヤングライブフェスティバル」に先立ち、平成18年度に試行実施された。令和7年度は第20回大会となった。
もともとは合同写真展として、平成12年度に都立清瀬東高等学校写真部と都立久留米高等学校写真部で立案されたもので、都立小平高等学校写真部の参加を得て平成13年1月19日～23日第1回合同写真展として清瀬市生涯学習センター（清瀬駅北口）のギャラリーで開催されたのを契機に、今回で第26回を数えた。（令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）
昨年度より、参加校は少なかったが、来場者数が増えた。順位や賞はないが、生徒間で人気投票を行い、選ばれた生徒がどのような思いで撮影したかなどの発表を行った。
- (3) 日 時 令和8年3月15日（日）午後1時から20日（金）午後2時まで
（午前9時～午後5時、月曜日は休館）
- (4) 場 所 清瀬市生涯学習センター7階アミューホール
- (5) 参 加 参加校5校、46名、94作品 来場者数 50名
都立武蔵村山高等学校、都立府中西高等学校、都立小金井北高等学校、私立錦城高等学校、私立明法高等学校
（令和6年度：67人、作品数95点）
- (6) 事業費 12,237円
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会
共催 合同写真展実行委員会、清瀬市教育委員会（生涯学習スポーツ課）

パンフレット



会場の様子



(5) 公共施設の相互利用事業

ア 市立図書館の相互利用事業

平成 3 年 7 月、多摩北部都市広域行政圏内の市民の自主的学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市立図書館の相互協力を促進するために、当時の 6 市の教育委員会が協定を締結し、同年 10 月から圏域内の市立図書館の広域利用事業を開始した。

平成 9 年 6 月には田無市と保谷市の間で共通利用カード発行事業を開始し、平成 12 年 6 月には清瀬市、平成 14 年 9 月には東久留米市、平成 20 年 10 月には東村山市、平成 24 年 10 月には小平市が参入し、以後 5 市全てにおいて共通利用カード方式を採用している。

構成市は、生涯学習専門委員会図書館部会を前身とする図書協力事業推進会議、図書館事業協力推進専門委員会（平成 5 年 11 月）、図書専門委員会（平成 12 年度名称変更）で広域的施策を検討してきた。平成 21 年度をもって図書専門委員会を終了したが、平成 22 年度以降は、多摩六都図書館担当者連絡会で、図書館の広域利用及び共通利用カード発行事業に必要な連絡調整を行っている。

- (1) 市立図書館 29 館〈令和 8 年 3 月末現在(分室を含む)〉
小平市 11 館、東村山市 5 館、清瀬市 3 館、東久留米市 4 館、西東京市 6 館

- (2) 令和 7 年度実績
- | | | |
|------------------|------------------------|--------------|
| 利用登録者(年度内に利用した者) | 134,155 人 (内 5 市登録者数 | 125,138 人) |
| 資料貸出点数 | 5,041,776 点 (内 5 市貸出点数 | 4,739,750 点) |
- ※令和 6 年度実績
- | | | |
|------------------|------------------------|--------------|
| 利用登録者(年度内に利用した者) | 121,576 人 (内 5 市登録者数 | 113,156 人) |
| 資料貸出点数 | 5,313,642 点 (内 5 市貸出点数 | 4,989,232 点) |

(3) 広報活動

- ① 周知用パンフレット「多摩六都・図書館案内」の作成
- ② 多摩北部都市広域行政圏協議会ホームページ「たまろくナビ」への掲載
「ホームページ版 多摩六都・図書館ガイド」は、掲載継続
「多摩六都図書館ニュース」をホームページ掲載に移行。令和 7 年度は 6 件の記事を掲載した。(令和 6 年度掲載 11 件)

(4) サービス向上

障がい者サービスの一環として、視覚障がい者向けの「多摩六都・録音図書案内」CD 版及び DAISY 版の作成(圏域 5 市分)を各市輪番制で実施。
また、「録音図書市販品リスト」を作成し、資料の相互協力体制の推進と活用を図った。

(5) 職員の資質向上

障がい者サービスの先進図書館に視察研修を行った。
各市の図書館職員を対象に、「駅前図書館施設見学及び宅配サービスについて」「各市の利用状況の傾向や取り組んでいることについて」をテーマとして情報交換会を 1 回開催した。

○多摩北部都市広域行政圏内公共図書館の広域利用実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多摩北部都市広域行政圏を構成する小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下「関係市」という。）の市民の自主的学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図ることを目的とする。

(図書館の範囲)

第2条 広域利用を実施する図書館は、関係市のすべての市立図書館（以下「図書館」という。）とする。

(利用者の範囲)

第3条 広域利用の利用者の範囲は、関係市に居住する者とする。

(条例・規則等の遵守)

第4条 この要綱に基づき、関係市の市民が自己の居住している市以外の図書館を利用するときは、当該図書館の属する市の条例・規則等の定めに従うものとする。

(資料の返却)

第5条 図書館から資料の貸出しを受けた者は、当該図書館にその資料を返却しなければならない。

(会議)

第6条 この事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ図書館担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市の図書館長が協議して別に定める。

(要綱の改廃)

第7条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、関係市の教育委員会が協議し決定するものとする。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な細目は、関係市の図書館長が協議して定める。

附則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年1月21日から施行する。

○多摩六都・図書館共通利用カード発行要綱

第1 目的

この要綱は、多摩北部都市広域行政圏を構成する市（以下「五市」という。）が設置する小平市立図書館、東村山市立図書館、清瀬市立図書館、東久留米市立図書館、西東京市図書館（以下「五市図書館」という。）の相互の協力関係を促進し、利用者の図書館利用の利便性に資するため、多摩六都・図書館共通利用カード（以下「共通利用カード」という。）を発行するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

第2 登録者の資格

登録できる利用者の範囲は、五市で定める図書館に関する条例、規則等の定めるところによるものとする。

第3 共通利用カードの発行

利用者は、五市図書館を利用しようとするときは、利用者の登録を受け、共通利用カードの発行を受けなければならない。

2 利用者は、五市図書館のうちいずれの図書館でも共通利用カードの発行の申請ができるものとする。

3 利用者は、申請事項に変更が生じたとき、又は共通利用カードを紛失したときは、速やかに登録した図書館すべてに届け出なければならない。

第4 共通利用カード譲渡の禁止

共通利用カードの発行を受けた者は、これを他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第5 共通利用カードの仕様

共通利用カードには、「多摩六都図書館カード」の文字及びシンボルマーク（別紙）を必ず記載しなければならない。

第6 会議

五市図書館は、多摩六都・図書館共通利用カード発行事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催するものとする。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、五市図書館の館長が協議して別に定める。

第7 要綱の改廃

この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、五市図書館の館長が協議し決定するものとする。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、共通利用カードの発行等に関し、必要な事項は、五市図書館の館長が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

イ 体育施設の相互利用事業

平成18年3月に体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用に関する協定を締結し、「申合せ事項」のとおり、同年4月から個人利用に限って屋内体育・スポーツ施設の相互利用を本格開始した。

□ 利用可能な屋内体育・スポーツ施設 9施設〈令和8年3月末現在〉

- ・小平市 2施設〔市民総合体育館、萩山公園卓球室〕
- ・東村山市 1施設〔市民スポーツセンター〕
- ・清瀬市 2施設〔市民体育館、清瀬市しあわせ未来センター〕
- ・東久留米市 1施設〔スポーツセンター〕
- ・西東京市 3施設〔スポーツセンター、総合体育館、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」〕

○多摩北部都市広域行政圏協議会体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用についての申合せ事項

(目的)

第1条 この申合せ事項は、多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市の各市（以下「圏域各市」という。）が設置する体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 相互利用をすることができる体育・スポーツ施設（以下「相互利用体育施設」という。）は、別表第1に掲げる施設とする。

2 圏域各市の教育委員会（スポーツ基本法第10条1項の規定による特定地方公共団体にあっては、その長）（以下「関係教育委員会等」という。）は、相互利用体育施設を新たに追加しようとするときは、事前に他の関係教育委員会等に通知しなければならない。既存の相互利用体育施設の廃止、中止等をしようとするときも同様とする。

(相互利用者の範囲)

第3条 相互利用体育施設を利用できる者は、圏域各市に在住、在勤又は在学をする者（以下「市民等」という。）及び当該相互利用体育施設を管理する関係教育委員会等がその利用を認めた者とする。

(利用範囲)

第4条 相互利用体育施設における個人開放種目の利用範囲は、別表第2のとおりとする。

2 第2条第2項の規定は、個人開放種目の利用範囲の変更等をしようとする場合について準用する。

(相互利用の実施日)

第5条 相互利用は、平成17年7月1日から実施する。ただし、特別な事由により同日から実施することができない関係教育委員会等については、当該事由の止んだ後速やかに、実施するものとする。

(条例等の措置)

第6条 関係教育委員会等は、第2条から前条までの規定に定める事項及びこれらに付随する事項について、条例、教育委員会規則、教育委員会規程等で必要な措置を講じるものとする。

(パンフレット等の提供)

第7条 関係教育委員会等は、相互利用体育施設を市民等の円滑な利用に供するため、相互利用体育施設の窓口等に相互利用に関するパンフレット等を常に備えておかなければならない。

(会議)

第8条 相互利用の円滑な運営を図るため、必要に応じ関係教育委員会等の職員による担当者連絡会議を開催する。

(委任)

第9条 この申合せ事項に定めるもののほか、相互利用に関し必要な事項は、協議会の生涯スポーツ専門委員会が協議し定める。

別表第1 相互利用体育施設の名称及び所在地

市 名	名 称	所 在 地	備 考
小平市	小平市民総合体育館	小平市津田町 1-1-1	
	小平市立萩山公園卓球室	小平市小川東町 4-4-1	
東村山市	東村山市民スポーツセンター	東村山市久米川町 3-30-5	
清瀬市	清瀬市立市民体育館	清瀬市下宿 2-524-1	
	清瀬市しあわせ未来センター	清瀬市中里 5-842	
東久留米市	東久留米市スポーツセンター	東久留米市大門 2-14-37	
西東京市	西東京市スポーツセンター	西東京市中町 1-5-1	
	西東京市総合体育館	西東京市向台町 5-4-20	
	西東京市南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」	西東京市南町 5-6-5	

※小平市立萩山公園卓球室は、令和7年度末をもって廃止されました。

別表第2 個人開放種目及びその利用範囲

No.	種目名	総合体育館 小平市民 萩山公園卓球室	小平市立 萩山公園卓球室	東村山市民 スポーツセンター	清瀬市立 市民体育館	清瀬市 しあわせ未来センター	東久留米市 スポーツセンター	西東京市 スポーツセンター	西東京市 総合体育館	西東京市南町スポーツ・ 文化交流センター「きらっと」
1	卓球	○	○	○	○		○	○	○	○
2	バドミントン	○		○	○		○	○	○	○
3	バレーボール	○						○		
4	バスケットボール	○					○	○	○	○
5	武道	○		○			○			
6	弓道	○		○			○			
7	アーチェリー	○					○			
8	軽体操	○								
9	バウンドテニス	○								
10	トレーニング	○		○		○	○	○	○	
11	水泳	○		○			○	○		
12	ランニング			○				○		
13	クライミング						○			
14	ビーチボール			○						
15	ソフトバレーボール									○
16	社交ダンス									○
17	ボッチャ			○						

体育・スポーツ施設の相互利用についての情報発信

(1) 協議会ニュースへの掲載

相互利用を行っている施設を令和7年9月1日発行の協議会ニュース No. 36 に掲載した。

(2) 協議会 Web サイトへの掲載

「スポーツ施設の相互利用」：相互利用体育施設の情報、地図と、市ホームページへのリンクを掲載

「個人開放しているスポーツ種目」：相互利用を行っている施設を個人開放の種目ごとに掲載

スポーツ施設の相互利用

多摩六都では、2006年(平成18年)から**屋内体育施設の個人開放に限り**、相互利用を行っています。小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市に在住・在勤・在学の方は、市民と同じように利用できます。

○相互利用を行っている屋内体育施設は、9施設です。

○**利用方法・料金、個人開放の曜日や時間帯は、各市・各施設で異なります。**
各施設のホームページ等でご確認ください。

小平市民総合体育館
マシントレーニング、水泳、卓球、バドミントン、バスケットボール、弓道 など
鷹の台駅から徒歩3分

秋山公園卓球室
卓球
秋山駅南口から徒歩3分

TAC東村山スポーツセンター
マシントレーニング、ランニング、水泳、卓球、バドミントン、弓道、ポッチャ、ビーチボール、剣道、柔道 など
東村山駅東口から徒歩15分

清瀬市民体育館
(月1回)卓球、バドミントン
清瀬駅北口から西武バス「台田団地」下車

清瀬市しあわせ未来センター
フィットネスルーム
マシントレーニング、ストレッチ
清瀬駅北口から西武バス「宮の台住宅」、
「清瀬市役所」下車

施設へのリンクはこちらから▶
たまろくナビ
スポーツ施設

東京ドームスポーツセンター東久留米
マシントレーニング、水泳、卓球、バドミントン、バスケットボール、弓道 など
東久留米駅東口から徒歩15分
工事のため令和7年9月8日(月)～10月10日(金)(予定)の間、全館一時閉館となります。
最新情報は、東久留米市ホームページ等でご案内します。

旭のかりん糖 西東京市スポーツセンター
マシントレーニング、ランニング、水泳、卓球、バドミントン、バスケットボール、バレーボール
保谷駅・田無駅から西武バス
ひばりヶ丘駅・東伏見駅から はなバス
「保谷庁舎」下車

西東京市総合体育館
マシントレーニング、卓球、バドミントン、バスケットボール
田無駅南口から徒歩15分、はなバス「市民公園前」下車

西東京市南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」
卓球、バドミントン、バスケットボール、ソフトバレーボール など
田無駅南口から徒歩4分

多摩北部 都市広域行政圏の スポーツイベント

多摩六都の5つの市では、その市の市民だけでなく、皆さまに楽しんでいただけるスポーツイベントを実施しています。お気軽にご参加ください！※詳しくは、各市のホームページ等でご確認ください。

小平市 ニュースポーツデー
モルック・ユニカール・キンボール など、毎回内容を変えています。
日 5月、9月、3月
会場 小平市民総合体育館
参加方法 当日会場へ 問合せ 小平市文化スポーツ課
TEL 042-346-9612

東村山市 ポッチャ教室
初心者から経験者まで、レベルに合わせて優しく指導します。
日 毎月2回 会場 TAC東村山スポーツセンター
参加方法 当日会場へ(定員60名) ※5市に在住・在勤・在学の方のみ
問合せ TAC東村山スポーツセンター TEL 042-393-9222

清瀬市 ニュースポーツ体験会
ポッチャ・フラパール・スポーツリパージ・ドッチビーなど、年齢を問わず楽しめます。
日 4月、6月、9月、11月、1月 会場 清瀬市立市民体育館(下宿地域市民センター)
参加方法 当日会場へ
問合せ 清瀬市生涯学習スポーツ課 TEL 042-497-1815

東久留米市 ニュースポーツデー
ポッチャ、ラージボール卓球、モルックなど、比較的負担の軽いスポーツが楽しめます。
日 原則、毎月第2土曜日
会場 東京ドームスポーツセンター東久留米(5月・11月はわくわく健康プラザでも開催)
参加方法 当日会場へ 問合せ 東久留米市生涯学習課 TEL 042-470-7784

西東京市 ENJOYニュースポーツ
障害や年齢に関係なく、すぐに楽しめるスポーツ(ポッチャ、ユニカール、モルック等)がそろっています。
日 毎月最終日曜日 4月～9月 旭のかりん糖 西東京市スポーツセンター、10月～3月 西東京市南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」
参加方法 当日会場へ(3月は申込制)
※西東京市に在住・在勤・在学の方のみ
問合せ 西東京市スポーツ振興課 TEL 042-420-2818

たまろくナビ
スポーツイベント

ドッチビー

協議会ニュース No. 36 3面から抜粋

ウ 管外宿泊施設の相互利用事業

平成 5 年 11 月の生涯教育専門委員会学習集会部会の改組に伴い、構成 6 市の社会教育課長を構成員とする社会教育専門委員会が設置された。社会教育専門委員会では平成 6 年度から、青少年の健全な育成、市民の健康の増進及びレクリエーション活動に資するため、圏域各市が設置する管外宿泊施設の相互利用について検討を進めてきた。

平成 9 年 11 月に、当時の 6 市の教育委員会が、該当施設のない保谷市以外の 5 市 5 施設の管外宿泊施設を対象とする相互利用についての協定「管外宿泊施設の相互利用についての申合せ事項」を締結し、当面、施設改修や条例などの相互利用できる条件が整備された施設で相互利用を実施することとした。

平成 10 年 4 月から「東村山市白州山の家」及び「田無市立菅平少年自然の家」（平成 13 年 1 月 21 日以降は「西東京市立菅平自然の家」）で相互利用を開始した。その後、同年 11 月に「清瀬市立科山荘」で本格開始、平成 11 年 4 月に「小平市立八ヶ岳山荘」で開始した。

老朽化等のため、「東久留米市林間学園たてしな荘」（平成 15 年 3 月末）、「西東京市菅平少年自然の家」（平成 24 年 2 月）、「小平市立八ヶ岳山荘」（平成 24 年 11 月）、「東村山市白州山の家」（令和 8 年 3 月末）が廃止、「清瀬市立科山荘」については令和 7 年 3 月に老朽化及び稼働率低迷のため廃止した。

管外宿泊施設がなくなったことから、「管外宿泊施設の相互利用についての申合せ事項」は令和 7 年 11 月に協定を終了した。

(1) 宿泊施設の概要

施設名称	所在地	設置年月	建物の構造	室数 (定員)	管理運営	備 考
東村山市白州山の家	山梨県北杜市	S52.7	木造平屋	6 室(92 人)	委託	冬期閉鎖(11 月～3 月)

(2) 利用実績

施設名称	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	備 考
東村山市 白州山の家	91 人 (6.4%) 1,031 人 (72.8%) 1,417 人	146 人 (9.4%) 1,068 人 (68.4%) 1,561 人	176 人 (11.3%) 1,060 人 (68.0%) 1,559 人	191 人 (12.6%) 1,053 人 (69.4%) 1,518 人	

※上段：圏域市民の利用者数（当該市除く）中段：当該市の利用者数 カッコ内は全利用者に対する構成比
下段：全利用者数 移動教室・林間学校の利用者数を除く。



東村山市白州山の家

(6) 多摩六都公共交通担当実務者連絡会

バス等の地域公共交通に関しては、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年に、公共バス路線等検討専門委員会において、当時の多摩六都広域連携プランに基づき、「バス利便性の向上」「コミュニティバス等の相互乗り入れの検討」を行った。平成 26 年 3 月をもって同専門委員会が廃止された後は、本連絡会にて、引き続き情報共有・意見交換を行っている。

令和 7 年度は、多摩六都広域連携プランに掲げる「地域公共交通（鉄道以外）の利便性向上」に関して、コミュニティバス等の地域交通の円滑化の促進を中心に、次のとおり情報共有や意見交換を行った。

1 令和 7 年度 多摩六都公共交通担当実務者連絡会の開催

令和 8 年 2 月 18 日（水）に、東村山市役所にて連絡会の会議を開催した。各市からの状況報告（現状・課題・今後の予定等）や情報交換を議題とし、各市の間で情報共有・意見交換を行った。

2 開催結果

(1) コミュニティバス等に関する状況報告

各市から、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度に大きく減少した利用実績が、令和 3 年度以降回復傾向にあるが、コロナ禍前の水準までは戻らずに厳しい状況が続いているとの報告があった。

課題として、公共交通空白地域の解消が各市から挙げられ、デマンド型交通など新たな取組について、実証実験の実施や実施に向けた検討状況等が報告された。一方で、深刻な乗務員不足により、既存のコミュニティバスについては減便を含む時刻表改正があり、現行の運行維持も困難な状況が報告された。

【主な報告事項】

- | | |
|-------|--|
| 小平市 | ・ 令和 6 年 6 月から開始した南西部地域でデマンド型交通の実証実験運行の結果共有
・ 当初設定していた目標値を達成せず、その後の運行継続を断念
・ 〔課題〕 グリーンスローモビリティや既存路線を活用した市域を跨いだ延伸などを検討 |
| 東村山市 | ・ 西武バスの運賃値上げ申請があり、グリーンバスの運賃値上げを今後検討
・ 東村山市予約型乗合交通「むらいど」の第 2 次実験運行を令和 8 年 4 月から約 1 年間実施予定
・ 〔課題〕 公共交通事業の運転手不足が深刻化しており、事業の持続可能性の確保が課題 |
| 清瀬市 | ・ 令和 5 年度に続き、コミュニティバス車両 1 台を今年度に EV 車へ更新予定
・ 2024 年問題による運転手不足の課題から、令和 7 年 10 月に減便となるダイヤ改正を実施
・ 〔課題〕 減便に伴い、反響も大きくコミュニティバス利用者が減少 |
| 東久留米市 | ・ 令和 2 年 3 月から開始したデマンド型交通「くるぶー」は、令和 7 年 4 月から本格運行へ移行
・ 本格運行に向け、AI を活用した予約受付システムや年齢要件の緩和、共通乗降場の追加
・ 〔課題〕 登録者の増加や市外の病院へのニーズが高く、予約をお断りする機会が増加 |
| 西東京市 | ・ 運転手不足に伴い、令和 7 年 5 月から一部ルートにて減便を実施
・ 南西部地域の公共交通空白地域にて、タクシー車両を活用した区域運行の実証運行を実施
・ 〔課題〕 減便となったルートの利用者が減少しており、ダイヤ改正に向けて再調整 |

(2) 意見交換

ア コミュニティバス等の乗務員不足について

事業者の運転手不足に加え、2024 年問題もあり、運行事業者から運行ダイヤ等について見直しを実施または相談されている状況にあり、事業者によっては適正利潤を求められる場合もある。

イ デマンド型交通等における乗降場について

東久留米市、西東京市の乗降ポイントの設置に関する考え方等について情報共有した。

ウ コミュニティバス運賃について

運行事業者の民間路線バス運賃の値上げに伴い、コミュニティバス運賃の考え方や値上げに関する各市の動向について情報共有した。

エ 広域での公共交通マップ作成について

令和 9 年度以降の作成に向け、補助金の情報や今後のスケジュール等について確認を行った。

オ その他

鉄道駅ホームドア設置や駅の営業体制の変更、鉄道事業における広域連携について、情報共有した。

(7) 文化芸術施策担当実務者連絡会

多摩北部都市広域行政圏の5市は、広域の共同事業である「多摩六都フェア」として、「多摩北部5市美術家展（令和7年度から「多摩5美術展」に統一）」等の文化事業を実施してきたが、近年、文化芸術を取り巻く状況は大きく変化しており、他分野との施策連携や文化施設の老朽化等による設備更新等の課題がある。

こうした課題を踏まえ、圏域5市が一体となり文化芸術施策の相互協力を促進することで、圏域市民の文化芸術活動や交流の場を拡大し、文化芸術の普及、向上及び推進に寄与することを目的に、令和5年10月に本連絡会を設立した。

1 開催結果

(1) 多摩5美術展について

本連絡会と実行委員会では、実行委員や出品者の高齢化や来場者の減少化等の諸課題を共有し、各市持ち回りで実施していく中、課題改善や地域連携、集客につながるコラボレーション事業などを企画し、開催市が特色を生かした多摩5美術展として展開している。

令和7年度開催の小平市では、地域連携の取り組みとして、地元の武蔵野美術大学との連携事業として小平グリーンロード灯りまつりで展示された「灯ろう」を、美術展会場の一角に展示した。また、受付業務をシルバー人材センターに依頼することで、従来受付をしていた実行委員（出品者）がフリーとなり、作品について来場者にレクチャーするギャラリートークの時間ができ、大変好評を得たとの報告があった。

高齢化対策として若年層の取り込みは、本美術展の活性化・永続化につながるとの認識で全員一致しており、積極的な参加の呼びかけや情報発信の工夫などに取り組んでいるものの、ハードルが高い現状がある。引き続き、連絡会や実行委員会の方策を検討し、課題解決に取り組んでいきたい。

令和8年度の東村山市開催では、諸課題を踏まえ、他市開催での取り組みを参考に、会期中の若者や親子、市民の方への芸術に触れるきっかけづくりなどのイベントを、集客や将来につながる事業として企画している。

(2) 実行委員会補助金の取り扱いについて

飲食を伴う「レセプション」は廃止し「オープニングセレモニー」に統一し、実行委員会補助金として食糧費は計上しないこと、会期外の事務経費は補助対象外とすることとし、煩雑化を避け、これまでの支出方法を踏襲すること、食糧費、会期外の事務経費以外の支出項目は各市と各市の実行委員会に任せることが確認された。

(3) 文化施設連携について

直営や指定管理であったり、施設の所管が市によって異なり、それぞれの利用条件があるため、次年度幹事市（清瀬市）とも協議し、課題（多摩5美術展以外も含む）や体制（所管調査、参加課の整理）を情報提供ベースから整理する方法も含め、段階的に検討する。

2 開催実績（東村山市）

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和7年7月8日	中央公民館 第3集会室	(1) 多摩5美術展の課題と対応策について (2) 実行委員会補助金の支出方法、対象経費について
第2回	令和7年9月1日	書面会議	(1) 実行委員会補助金の取り扱い（案）について (2) 報告事項
第3回	令和8年1月26日	中央公民館 第3集会室	(1) 第38回多摩5美術展の報告 (2) 第39回多摩5美術展の進捗状況 他

(8) 情報推進担当実務者連絡会

情報分野については、平成 8 年度から令和 5 年度まで、情報推進専門委員会において、多摩六都広域連携プランに基づき、最新の情報通信技術の動向を踏まえた情報システムの広域連携の検討等を行った。

基幹業務システムの標準化やガバメントクラウドへの移行、GovTech 東京による共同調達の推進など、情報部門をとりまく環境は国や都レベルで共同化する動きが加速しており、5 市により共同事業化する案件を見出すことが現状では困難であることから、令和 6 年 3 月に同専門委員会を廃止し、令和 6 年度より、本連絡会にて、情報共有・意見交換を行うこととした。

令和 7 年度は、DX 推進リーダーの設置状況やシステム標準化の進捗状況など、次のとおり情報共有や意見交換を行った。

1 開催結果

(1) 第 1 回情報推進担当実務者連絡会

開催日時：令和 7 年 11 月 10 日（月）午前 10 時 00 分から 11 時 30 分まで

開催場所：WEB 会議

議題：1 情報交換

・事前に募集した各市からの質問に回答する形で情報交換を行った。

ア DX 推進リーダーの設置状況について

ほとんどの市で設置はしているが、活動状況はまちまち。各市とも今後の体制強化や役割分担などについて検討中。

イ 住民票、課税・非課税証明書、納税証明書について、オンライン請求の有無

住民票については 2 市で実施。課税・非課税証明、納税証明は 1 市が実施。未実施の理由としては、コンビニ交付との棲み分けなど。

ウ システム標準化の進捗状況

各市ともベンダーやシステムによって進捗の遅れはあるが、1/5 稼働に向けて進めている。

エ 令和 8 年度東京都協働事業について参加の予定について

各市とも負担金が増えることによる予算要求に苦慮していた。各市とも伴走支援の予算要求は行ったが、どのような用途とするかを検討中。

オ M365 の導入状況について

規模の違いはあるが、4 市で導入済み。認証に時間がかかる等の職員からの問い合わせが多かった他、課題のあった市もあったが、順調に運用はできている。

2 開催実績

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第 1 回	令和 7 年 11 月 10 日	Web 開催	(1) 情報交換 (2) その他

(9) 多摩六都科学館事業（域内連携した企画展等）

子供科学博物館の建設構想に基づいて平成6年3月に開館した「多摩六都科学館」は、圏域の生涯学習・文化の拠点施設であり、世界最大級(直径27.5m)のプラネタリウムドーム「サイエンスエッグ」と5つの展示室、科学学習室を持つ参加体験型の科学館として圏域市民に親しまれている。

次代を担う子どもたちの夢を育み、科学に興味を持つ心を養うとともに、各世代にわたる生涯学習を推進し、文化の振興を図ることを目的に、市民、教育・研究機関、企業等との連携を通じて、企画展等の創意・工夫あふれる魅力的な事業を展開し、圏域の文化振興を牽引している。

圏域行政の発展のために行う連携事業（歴史、文化等、圏域の魅力の発掘、発信に関すること）

(1) 春の企画展 「カレーのヒミツ展」 3月22日(土)～4月6日(日)

多文化共生が進み圏域内でも外国人が経営するカレーショップが多く存在することなどから、科学的な学びを提供し、国際色豊かな圏域の魅力を再発見していただく機会として、国民食ともいわれるカレーをテーマにカレーの歴史やスパイスの展示などを行った。

本展と科学館のPRを兼ね、圏域の小学1年生に入学祝招待券を配布した。

(2) 夏の企画展 「遊園地の科学」 7月19日(土)～8月31日(日)

隠された科学（物理法則）に気付くきっかけを提供することを目的として、遊園地の定番アトラクションを模した展示物等の体験型展示、ミニチュア模型や科学性を体験できるアイテムの展示や、圏域市民に馴染みのある近隣施設などと連携し、「ゆうえんち巡りスタンプラリー」を実施した。

(3) 冬の特別イベント「ROKUTO ROBOT PARK 2025 -ロクトロボットパーク-」 12月25日(木)～

令和8年1月12日(月・祝)

旧保谷市に在った財団法人 日本児童文化研究所を主宰し、「昭和のロボット博士」と称された故・相澤次郎氏が約60年前に制作したロボット（常時展示）を年に一度作動させている。地域の科学技術の歴史的価値を再発見する機会として、平成22年度から開催している。「ロボットゆうえんち」（神奈川県厚木市）と連携し、ロボットの操縦やプログラミング・工作などの体験型展示を行った。

(4) 春の企画展「石のイロイロ」 令和8年3月20日(金)～（4月5日(日)まで開催）

石材や宝石など、身近なところにある「石」は、地球のダイナミックな営みが作り出したものであることに着目して、「石」の分類やそのでき方、「石」と地球のつながりを紹介した。また、都立武蔵野の森公園「ふるさとの丘」で展示されている、47都道府県にゆかりのある石の観察会や講演会を開催した。



春の企画展「カレーのヒミツ展」



夏の企画展「遊園地の科学
～アトラクションのひみつ～」



冬の特別イベント「ロクトロボットパーク 2025」



春の企画展（「石のイロイロ」）



(5) 市民が最先端の科学技術に触れる場の形成 17 講座 29 回実施

圏域住民の特に中学生・高校生以上を対象に、圏域内外の研究機関、大学、NPO法人等の協力で、最先端技術や研究成果等の内容をわかりやすく・面白く理解できる講演会やワークショップを企画・開催している。年度は、圏域が原子核研究や宇宙線研究の拠点であった歴史を踏まえた講演会や「英語でサイエンスカフェ」、西東京市教育委員会と共催の考古学講座などを開催した。

(6) 大人向けの生涯学習参加推進 14 種 39 回実施

大人世代の生涯学習を促進するため、科学とリンクした文化・歴史・美術の多彩なコンテンツを、圏域の多様な主体と連携して企画・開催している。

本年度は、圏域の農家・料理家と連携したハーブ講座、NPO法人と連携した大人のバイオカフェ、大人のための“情報”教室、大型映像「小惑星クエスト」などを実施した。

通年（8月を除く）で開催している大人向けプラネタリウムは、月1回の水曜日と奇数月の土曜日もしくは日曜日のいずれかに1回開催し、想定ターゲットへの情報提供等、未利用者を含めた生涯学習活動の促進を図っている。

(7) 地域の魅力発信事業（自然観察会、たまろくとウィーク、市民感謝デー）

① 自然観察会：7 回実施

地域の専門家の協力による自然観察会を、黒目川や東村山中央公園などで開催した。

② たまろくとウィーク：12月2日（火）～12月21日（日）

圏域の在住・在学・在勤者の入館料が半額となる「たまろくとウィーク」を開催した。圏域内の駅から1日限定で無料シャトルバスを運行し、圏域住民の利用促進やPRを図った。また、同時期に「たまろくと特産市」11月11日（火）～11月12日（月）を実施した。

③ 市民感謝デー：2月15日：西東京市、3月1日：小平市・清瀬市、8日：東村山市、東久留米市

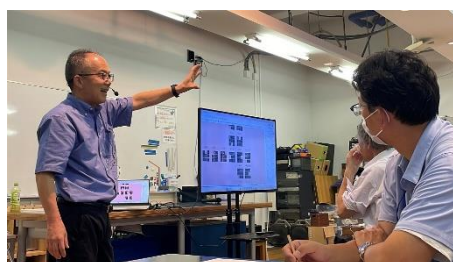
3月1日の開館記念日に合わせて3日間（いずれも日曜日）開催した。当日は該当市在住・在学・在勤者の入館料が無料となる「市民感謝デー」を開催した。1日限定の無料シャトルバス運行や特別講演会などのイベントを開催し、圏域住民へのPRを図った。

(8) 学校連携事業

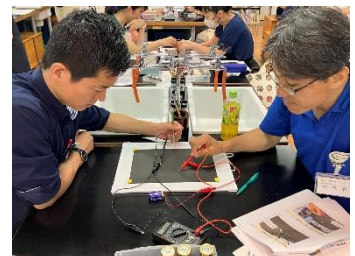
圏域の学校教育機関や教員を対象に、専門研修による人材育成、資料の貸出し、出張学習（アウトリーチ活動）、博物館実習等により学校教育を支援・補完している。本年度は、圏域小学校での出張学習プログラム（延べ2校）、小学校理科部会研修会協力、標本等貸出、圏域小・中学校へのロクトニュース配布、小学校への学習利用の手引き配布、博物館実習などを行った。



科学の視点で考古学



大人のための“情報”教室
(将棋 AI で考える AI のしくみ)



夏季教員セミナー



たまろくと特産市



市民感謝デー

4 後援名義の使用承認

令和7年度承認事業

(1) 第7回西武沿線男声合唱団交歓演奏会

- ① 申請者 西武沿線男声合唱団交歓演奏会実行委員会
- ② 実施内容 男声合唱団5団体による演奏会
 - ア 日時 令和7年4月20日(日)
 - イ 会場 ルネこだいら大ホール
 - ウ 演奏曲 「明日に架ける橋」、「昴」、「群青」、組曲「心の四季」など
 - エ 出演者 150名(全5団体)
 - ウ 来場者 800名

(2) こたつピクニック in ろくと

- ① 申請者 ろくとを楽しむ実行委員会
- ② 実施内容 多摩北部都市広域行政圏協議会による多摩六都の魅力発掘・発信プロジェクトの動画制作等事業の一環で、全2回の「ろくとで実現したいこと Workshop」開催。第1回で出てきたアイデアをイベントとして実施する。
 - ア 日時 令和8年2月21日(土)
 - イ 会場 東村山市立萩山公園
 - ウ 内容 こたつピクニック、たき火、ティピー制作など
 - エ 参加者 約100名

5 圏域情報提供

(1) 圏域ニュース

- ① 発行 令和7年9月1日発行
- ② 発行物名 『多摩北部都市広域行政圏協議会ニュース No.36』
- ③ 発行部数 199,800部
- ④ 仕様 タブロイド判4頁 両面刷・カラー
- ⑤ 配布方法 主要6紙(朝日、毎日、読売、産経、東京、日経)による新聞折込み広告のほか、各市施設で配布
- ⑥ 掲載記事
1面 特集：たまろく鉄道駅めぐり
2面 多摩六都フェア（開催案内）
3面 たまろくナビ、スポーツ施設の相互利用・スポーツイベント、図書館ガイド、「多摩六都広域連携プラン」（素案）の意見公募
4面 「TAMA☆ろくと巡礼物語！」北多摩 TOKYO アニメスタンプラリー&謎解き 2025
令和7年度多摩北部広域子ども体験塾、多摩六都科学館・秋のプラネタリウム
- ⑦ 事業費 1,732,269円



(2) 多摩北部都市広域行政圏協議会ホームページ及び SNS の管理・運営

- ① ホームページ
平成15年4月に多摩北部都市広域行政圏協議会ホームページ「たまろくナビ」を開設し、広域行政圏協議会の活動状況や多摩北部地域における広域連携の活動を圏域内外に情報発信している。

平成24年1月、令和5年1月の2回、ホームページのリニューアルを実施。令和5年1月のリニューアル以降も、より見やすく、見てもらえるホームページを目指し、改善を行っている。

事業費 838,310円

トップ画面 URL <https://www.tama6.jp>



- ② SNS

令和7年10月31日より公式Instagramを開始、令和8年2月より公式動画チャンネルの運用を開始。

Instagramでは、圏域の観光情報やイベント情報などを発信している。

公式動画チャンネルでは、「多摩・島しょ広域連携活動助成金」を活用し、令和7年度より動画制作に取り組んでおり、その成果品を公開している。

多摩北部都市広域行政圏協議会公式Instagram

URL <https://www.instagram.com/tamahokubukouiki/#>

多摩北部都市広域行政圏協議会公式動画チャンネル

URL <https://www.youtube.com/channel/UCasWbDPyxxvAqm0Yq69jwow>

6 多摩北部都市広域行政圏協議会の歩み

昭和 55 年

8 月 第 5 ブロック企画研究会(6 市企画担当課長で構成)に広域市町村圏計画研究会を設置する。

昭和 60 年

8 月 6 市の助役及び企画担当課長で構成する多摩北部地域広域行政圏研究協議会を設置する。

昭和 61 年

10 月 東京都に施設整備(子供科学博物館、地域の核となるスポーツ施設、大規模公園)の要望書を提出する。

昭和 62 年

1 月 多摩北部都市広域行政圏協議会を設置する。

3 月 「多摩北部都市広域行政圏」が設定される。

5 月 多摩北部都市広域行政圏協議会設立記念式典を挙げる。

昭和 63 年

3 月 「多摩北部都市広域行政圏計画」を策定する。

8 月 「第 1 回多摩ノースシティーコミュニティフェア」を開催する。(於:清瀬市郷土博物館)以後毎年開催となる。

平成元年

8 月 「北多摩 6 市広域文化フェア」を開催する。(於:清瀬市郷土博物館)以後毎年開催となる。(現在の「多摩六都フェア」)

9 月 (仮称)子ども博物館の建設についてのプレス発表を行う。

11 月 「第 1 回北多摩 6 市ママさんバレーボール大会」を開催する。(於:東村山市民スポーツセンター)以後 6 市当番で毎年開催となる。

12 月 東京都に東京大学附属農場の広域的利用対策について要望書を提出する。

平成 2 年

2 月 (仮称)子供科学博物館基本構想についてプレス発表を行う。

第 1 回北多摩 6 市合同演奏会を開催する。(於:東久留米市立中央公民館)以後毎年開催となる。

6 月 多摩北部広域子供科学博物館組合が設立される。

8 月 「多摩北部都市広域行政圏協議会ニュース」を刊行し、圏域内全戸配布を行う。以後毎年発行。

12 月 東京都に広域的施設整備に係る要望書を提出する。
・(仮称)子供科学博物館整備に対する全面的支援について
・地域の核となる都立のスポーツ施設及び大規模公園の設置について

平成 3 年

3 月 圏域ガイド「わたしの街の散歩道」を発行する。

3 月 「圏域イメージアップ計画調査報告」をまとめる。

7 月 「多摩北部都市広域行政圏内公共図書館の相互協力に係る協定書」を締結する。

10 月 多摩北部都市広域行政圏内の公共図書館の相互利用がスタートする。

平成 4 年

3 月 多摩北部都市広域行政圏のシンボルマークを決定する。

平成 5 年

3 月 多摩北部都市広域行政圏の愛称を「多摩六都」に決定する。

8 月 「多摩六都緑の実施計画」を実施する。

11 月 「都市建設専門委員会」、「緑化専門委員会」、「社会教育専門委員会」、「図書館事業協力推進専門委員会」を設置する。

12 月 多摩北部広域子供科学博物館を「多摩六都科学館」と改称する。

平成 6 年

2 月 「下水道専門委員会」を設置する。

3 月 多摩六都科学館が開館する。

7 月 「生涯スポーツ専門委員会」、「学習集会施設専門委員会」を設置する。

10 月 東京都に広域行政圏内への大規模都立公園(六仙公園、東久留米市内)の建設の要望書を提出する。

10 月 多摩六都フェア「TAMA21 交響楽団演奏会」が小平市で開催される。

11 月 多摩六都フェア「リサイクルフェア・リサイクルシンポジウム」を田無市で開催する。

平成 7 年

3 月 「多摩六都市民意識調査」を実施する。

平成 8 年

2 月 多摩六都フェア「合唱団演奏会」が小平市で開催される。以後毎年開催される。

3 月 「多摩北部都市広域行政圏計画第二次基本計画」が策定される。

平成8年

- 5月 「防災専門委員会」、「ごみ減量化・リサイクル専門委員会」を設置する。
- 6月 「情報推進専門委員会」を設置する。
- 7月 「福祉施設専門委員会」を設置する。
- 7月 市長会に下水道維持管理の共同化・一元化の促進と都の下水道財政の援助について要望書を提出する。
- 10月 東京都に多摩六都科学館の管理運営に係る財政支援の要望書を提出する。

平成9年

- 3月 「学習集会施設専門委員会」を廃止する。
- 6月 田無市、保谷市の間で「共通利用カード」の発行事業を開始する。
- 8月 東京都に通勤寮の多摩北部都市広域行政圏内設置に関する要望書を提出する。
- 11月 「多摩北部都市広域行政圏管外宿泊施設の相互利用協定」が締結される。

平成10年

- 2月 圏域の6市長が都庁に青島都知事を訪ね、多摩北部都市広域行政圏における東京都の積極的な事業の推進に関する要望書を提出する。
- 2月 東京都公園審議会で圏域内大規模公園(都立六仙公園)の設置が承認される。
- 3月 「多摩六都緑化計画」が策定される。
- 4月 介護保険部会を設置する。
- 6月 東京都に多摩北部都市広域行政圏における東京都の道路整備事業特別交付金新制度の創設及びその活用に関する要望書を提出する。
- 8月 「多摩六都・秩父広域圏交流サミット」が埼玉県秩父市で開催される。

平成11年

- 8月 秩父広域市町村圏組合市町村長視察。
- 11月 東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の総額の確保等に関する要望書を提出する。
- 12月 多摩六都フェア「星空コンサート」が多摩六都科学館で開催される。
- 12月 多摩六都フェア「ビッグバンド養成講座デビューコンサート」が田無市で開催される。
- 12月 「下水道水質検査業務の共同実施に関する協定書」が締結される。

平成12年

- 4月 「図書館事業協力推進専門委員会」を「図書館専門委員会」に名称変更する。
- 6月 図書館共通利用カード方式に清瀬市が参入する。
- 9月 「多摩六都・図書館ガイドブック」を発行する。以降、各市輪番で毎年発行。
- 11月 東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の事業費確保に関する要望書及び六仙公園(仮称)整備促進に関する要望書を提出する。
- 12月 荒川右岸東京流域下水道対策協議会から「水質検査業務の共同実施」に参入の申し入れがある。

平成13年

- 1月 田無市・保谷市が合併し、西東京市が誕生する。(1月21日)
- 2月 東京都に多摩六都科学館の管理運営に係る財政支援についての要望書を提出する。
- 3月 介護保険部会を廃止する。
- 6月 六仙公園計画地南側約1.4ヘクタール事業認可を取得する。

平成14年

- 9月 図書館共通利用カード方式に東久留米市が参入する。
- 10月 東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の早期整備と事業費確保に関する要望書を提出する。

平成15年

- 3月 「防災専門委員会」、「福祉施設専門委員会」を廃止する。
- 3月 広域行政圏ポータルサイト「たまろくナビ」を開設する。
- 8月 東京都に多摩老人医療センターの充実に関する要望書を提出する。
- 10月 東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の早期整備に向けた事業費確保及び事業に合わせた電線類の地中化の推進に関する要望書を提出する。
- 10月 踏切交通量等調査を実施する。

平成16年

- 2月 「基本構想等検討委員会」を設置する。
- 3月 「下水道専門委員会」を廃止する。
- 9月 広域行政圏計画策定に向けて圏域市民の意識調査及び有識者意見の集約を実施する。
- 10月 多摩北部都市広域行政圏協議会構成5市職員合同研修を開催する。
- 11月 東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の早期実現に向けた事業費の確保及び事業に合わせた電線類の地中化の推進に関する要望書を提出する。

平成 17 年

- 9 月 管外宿泊施設の相互利用の促進に係る「多摩六都管外宿泊施設スタンプラリー事業」を開始する。(平成 17 年 9 月 1 日から平成 20 年 8 月 31 日まで)
- 11 月 広域行政圏ポータルサイト「たまろくナビ」におけるホームページ版「多摩六都・図書館ガイドブック」が本格稼働する。

平成 18 年

- 2 月 多摩六都科学館の管理運営に係る財政支援について要望する。
- 3 月 スポーツ施設相互利用に関わる条例・規則の改正及び利用条件の整備を行うため、「体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用」に関する協定を締結する。
- 3 月 第二次多摩北部都市広域行政圏計画を策定する。
- 3 月 「基本構想等検討委員会」を廃止する。
- 3 月 スポーツ施設ガイドブックを発行する。
- 4 月 多摩北部都市広域行政圏内の体育施設の相互利用がスタートする。

平成 19 年

- 3 月 第二次多摩六都緑化計画を策定する。
- 11 月 「農業等振興専門委員会」の新設を幹事会で承認する。
- 12 月 連続立体交差事業を一層推進するため、市長会創設の多摩・島しょ広域連携活動助成金の交付を申請し、調査報告書をまとめる。

平成 20 年

- 3 月 「ごみ減量・リサイクル専門委員会」を廃止する。
- 3 月 圏域ガイドブックを“まっふるぼけっとシリーズ”「多摩六都」として圏域内で書店販売する。
- 4 月 「農業等振興専門委員会」を設置する。(2 年間の時限設置)
- 8 月 リーフレット「スポロク改訂版(スポーツ施設ガイドブック)」を発行する。
- 10 月 図書館共通利用カード方式に東村山市が参入する。
- 12 月 「従来の広域行政圏に係る今後の取扱いについて」(平成 20 年 12 月 26 日総行市第 234 号 総務省自治行政局市町村課長通知)

平成 21 年

- 2 月 「今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方について」を幹事会に諮問する。
- 2 月 各市に対して今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方に関する意見照会を行う。
- 2 月 連続立体交差事業を一層推進するため、市長会創設の多摩島しょ広域連携活動助成金を活用し、平成 19 年度に引き続き調査し、報告書をまとめる。
- 2 月 市長会創設の多摩島しょ広域連携活動助成金を活用し、各市策定のみどり基本計画の基礎資料とするため、経年変化の状況等を把握し、みどりの実態調査報告書をまとめる。
- 3 月 「たまろくさんぽマップ」を発行する。
- 3 月 広域行政圏計画策定要綱(平成 12 年 3 月 31 日自治振第 53 号)が平成 21 年 3 月 31 日を以て廃止され、国の広域行政圏施策が終了する。
- 3 月 「生涯スポーツ専門委員会」を廃止する。
- 5 月 各市に今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方に関する意見照会を行う。
- 6 月 東京都総務局に対して広域行政圏施策に関する疑義照会を行う。
- 8 月 「今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方について」を協議会決定する。
- 8 月 東京都に今後も広域行政圏を設置する意向等を通知し、引き続きの人的・財政的支援を要望する。
- 8 月 「広域行政圏計画専門委員会」を設置する。
- 8 月 パンフレット「多摩六都における連続立体交差事業などの踏切対策について」を発行する。

平成 22 年

- 2 月 「情報推進専門委員会」において「基幹系業務システムの共同化調査研究事業報告書」をまとめる。＜多摩・島しょ広域連携活動助成事業を活用＞
- 2 月 東京都からの照会により「多摩六都北部都市広域行政圏の検証と今後のあり方について」を回答する。
- 3 月 「たまろく農産物 とれたてふれあいマップ」を発行する。
- 3 月 「社会教育専門委員会」、「農業等振興専門委員会」、「図書館専門委員会」を廃止する。

平成 23 年

- 2 月 東京都に多摩北部地域における都市基盤整備の促進について要望書を提出する。
- 2 月 西武鉄道株式会社に多摩北部地域における鉄道輸送の改善について要望書を提出する。
- 3 月 多摩六都広域連携プラン(計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度)を策定する。
- 3 月 「広域行政圏計画専門委員会」を廃止する。
- 4 月 「公共バス路線等検討専門委員会」、「生涯スポーツ専門委員会」、「農業等振興専門委員会」、「景観の普及促進専門委員会」を設置する。
- 10 月 「多摩六都みどりの交流会」を西東京市西原自然公園と多摩六都科学館で開催する。

平成 24 年

- 1 月 広域行政圏ポータルサイト「たまろくナビ」をリニューアル公開する。

平成 24 年

- 2 月 「全国広域行政圏事務局長会議」にて多摩六都広域連携プランの紹介をする。
- 2 月 西東京市の管外宿泊施設「菅平少年自然の家」の廃止により相互利用を停止する。
- 8 月 多摩北部都市広域行政圏協議会関連議員へ協議会活動の周知を行う。
- 10 月 図書館共通利用カード方式に小平市が参入する。
- 11 月 小平市の管外宿泊施設「ハヶ岳山荘」の廃止により相互利用を停止する。

平成 25 年

- 3 月 「景観の普及促進専門委員会」を廃止する。
- 7 月 西武バス株式会社に多摩北部地域におけるバス交通の拡充について要請書を提出する。
- 8 月 パンフレット「多摩六都圏域ガイドマップ」を発行する。
- 9～10 月 「スポーツ祭東京 2013」が開催され各会場において圏域のPR活動を行う。
- 12 月 東京都に特別緑地保全地区の用地買取りに係る補助金等の要請書を提出する。

平成 26 年

- 3 月 「公共バス路線等検討専門委員会」、「農業等振興専門委員会」を廃止する。
- 4 月 「広域行政圏計画専門委員会」、「産業・観光振興専門委員会」、「防災専門委員会」を設置する。
- 11 月 多摩六都スポーツ大会を再開する。

平成 27 年

- 3 月 第三次多摩北部都市広域行政圏計画素案を策定する。
- 12 月 多摩六都スポーツ大会として、初めてリレーマラソン大会を開催する。

平成 28 年

- 3 月 「多摩六都広域連携プラン（第三次多摩北部都市広域行政圏計画）」（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）を策定する。
- 3 月 「広域行政圏計画専門委員会」、「防災専門委員会」を廃止する。
- 8 月 公園事業セミナー「新たな段階を迎えた公園や緑地・広場などの緑とオープンスペースの政策について」を西東京市コール田無で開催する。

平成 29 年

- 3 月 多摩北部都市広域行政圏区域図を作成（更新）する。
- 6 月 「広域行政圏整備推進協議会」が平成 29 年 6 月の総会をもって廃止される。
- 8 月 公園経営セミナー「新たな段階を迎えた官民連携、公園や緑地・広場などオープンスペース政策について」を小平市ルネこだいらで開催する。
- 9 月 広域行政圏ポータルサイト「たまろくナビ」の多言語対応を開始する。
- 11 月 東京都都市整備局に公共交通ネットワークの整備・充実の実現に多摩北部地域としても期待を寄せている旨を伝達する。（並木会長が都市整備局理事を訪問）

平成 30 年

- 2 月 協議会設立から 30 年が経過した記念事業の一環としてPRビデオを作成して多摩六都科学館にて上映する。
- 3 月 西東京市の屋内体育施設「武道場」の相互利用を停止する。
- 10 月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOカードラリー」に事業協力する。

平成 31 年

- 4 月 「広域行政圏計画専門委員会」を設置する。

令和元年

- 8 月 緑化専門委員会で圏域各市が後援することとした東久留米市主催の「環境シンポジウム・フィールドワーク」が開催される。
- 10 月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOカードラリー2019」に事業協力する。
- 12 月 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成を目的に多摩六都スポーツ大会としてボッチャ大会を開催する。

令和 2 年

- 3 月 パンフレット「多摩北部都市広域行政圏における道路と鉄道の連続立体交差事業について」を発行する。
- 9 月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。
- 11 月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多摩六都フェアの中止が相次ぐ中、協議会ニュース No.31 を発行する。
- 11 月 「多摩六都広域連携プラン（素案）」への意見公募を実施する。3 名、13 件の意見あり。
- 12 月 西武鉄道株式会社に、「多摩北部地域の鉄道輸送に係る安全性・利便性等の改善について」の要請書を提出する。
- 12 月 東京都建設局及び都市整備局に、「多摩北部地域における都市基盤整備の推進について」の要請書を提出する。

令和3年

- 2月 あきる野市議会「自由民主党 志清会」の行政視察を受け入れる。
- 3月 「多摩六都広域連携プラン（第四次多摩北部都市広域行政圏計画）」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定する。
- 3月 「広域行政圏計画専門委員会」を廃止する。
- 3月 小平市の屋内体育施設「花小金井武道館」の閉鎖により、相互利用を停止する。
- 10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。

令和4年

- 1月 小平市、東村山市、東久留米市の3市共同による自治体クラウドが稼働開始する。
- 2月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、令和3年度第3回協議会、第2回審議会をWEB開催する。
- 10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。

令和5年

- 1月 協議会Webサイト「たまろくナビ」をリニューアル公開する。
- 10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。
- 10月 「文化芸術施策担当実務者連絡会」を設置する。
- 10月 東京都、多摩30市町村主催の多摩東京移管130周年記念イベント「超たまらん博」（於：JR立川駅北口サンサンロード）に「多摩北部都市広域行政圏協議会/多摩六都科学館」としてブース出展する。

令和6年

- 2月 令和5年度第2回審議会から、会議資料のペーパーレス化を開始する。（協議会は試行）
- 3月 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差事業の都市計画事業の認可が告示される。（東京都施行）
- 3月 多摩北部都市広域行政圏区域図を作成（更新）する。
- 3月 「情報推進専門委員会」を廃止する。
- 4月 「広域行政圏計画専門委員会」を設置する。
- 4月 「情報推進担当実務者連絡会」を設置する。
- 4月 「産業・観光振興専門委員会」において「多摩六都の魅力発掘・発信プロジェクト」（令和6年度から令和10年度）を始動する。＜多摩・島しょ広域連携活動助成事業を活用＞
- 7月 令和6年度第1回協議会から、会議資料のペーパーレス化を開始する。
- 10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。
- 11月 5市観光ガイドブック「たまろくとMini Trip」を発行する。（「多摩六都の魅力発掘・発信プロジェクト」事業）

令和7年

- 3月 清瀬市の管外宿泊施設「清瀬市立科山荘」の利用停止により相互利用を停止する。
- 3月 清瀬市の図書館「中央図書館」「下宿図書館」「野塩図書館」「竹丘図書館」の閉館により相互利用を停止する。
- 10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー&謎解き宝探し」に事業協力する。
- 10月 協議会公式Instagramの運用を開始する。
- 10月 東村山市の管外宿泊施設「東村山市白州山の家」の廃止により相互利用を停止する。
- 10,11月 屋内体育・スポーツ施設の相互利用状況調査を実施する。
- 11月 全ての管外宿泊施設が廃止・利用停止となったため、「多摩北部都市広域行政圏管外宿泊施設の相互利用協定」を終了する。
- 11月 「多摩六都広域連携プラン（素案）」への意見公募を実施する。4名、24件の意見あり。

令和8年

- 2月 清瀬市の図書館「南部図書館」開館により相互利用を開始する。
- 2月 多摩北部都市広域行政圏協議会公式動画チャンネルの運用を開始する。
- 3月 「多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）」（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定する。
- 3月 「広域行政圏計画専門委員会」を廃止する。
- 3月 小平市の屋内体育施設「萩山公園卓球室」の廃止により相互利用を停止する。

7 多摩北部都市広域行政圏協議会 1 年間の歩み

令和7年

4/14	第1回 幹事会	(於：東村山市役所)
4/22	専門委員会委員長会議	(於：東村山市役所)
5/12	第1回 産業・観光振興専門委員会	(於：東村山市役所)
5/20	第1回 緑化専門委員会	(於：東村山市役所)
6/24	第1回 生涯スポーツ専門委員会	(於：T A C 東村山スポーツセンター)
6/26	第1回 広域行政圏計画専門委員会	(書面開催)
7/2	第2回 幹事会	(於：東村山市役所)
7/4	第1回 協議会	(於：多摩六都科学館)
7/9	第1回 都市建設専門委員会	(於：東村山市役所)
7/22	第1回 審議会	(於：多摩六都科学館)
7/25	第2回 産業・観光振興専門委員会	(於：東村山市役所)
8/23～12/7	多摩六都フェア パラアート制作ワークショップ・パラアート展覧会	(担当市：西東京市)
10/11	多摩六都フェア 水と緑ウォッチングウォーク	(担当市：東村山市)
10/14	第2回 広域行政圏計画専門委員会	(書面開催)
10/21	第3回 幹事会	(於：東村山市役所)
10/31	第2回 協議会	(於：多摩六都科学館)
11/3～11/9	多摩六都フェア 多摩5美術展	(担当市：小平市)
11/5	第2回 都市建設専門委員会	(於：東村山市役所)
11/19	第2回 緑化専門委員会	(於：東村山市役所)
12/21	多摩六都フェア 2025 こだいら合唱団小平市民オーケストラ演奏会	(担当市：小平市)

令和8年

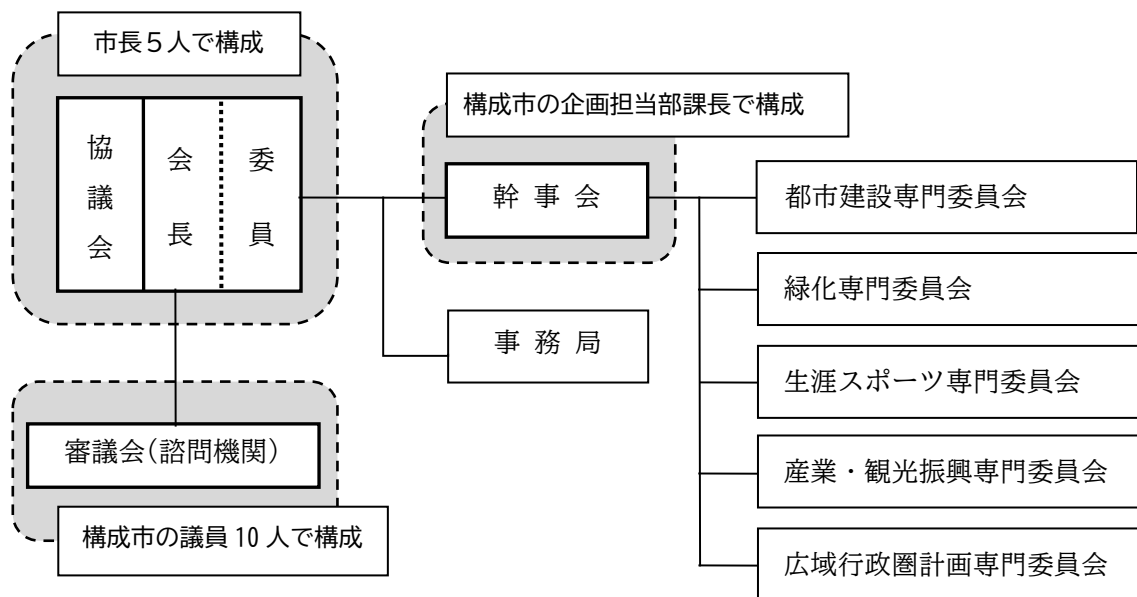
1/8	第2回 生涯スポーツ専門委員会	(於：T A C 東村山スポーツセンター)
1/14	第4回 幹事会	(於：東村山市役所)
1/17	多摩六都フェア スポーツ大会【スポーツ DX 体験会】	(担当市：東村山市)
1/28	第3回 緑化専門委員会	(於：東村山市役所)
1/30	第3回 協議会	(於：多摩六都科学館)
2/4～2/6	多摩六都フェア ぴゅあ あーと展	(担当市：東久留米市)
2/5	第2回 審議会	(於：多摩六都科学館)
2/8	多摩六都フェア ヤングライブフェスティバル (中止)	(担当市：東村山市)
2/12	第3回 都市建設専門委員会	(於：東村山市役所)
2/16	第3回 産業・観光振興専門委員会	(於：東村山市役所)
2/22	多摩六都フェア ヤング・ダンスフェスティバル	(担当市：小平市)
3/15～3/20	多摩六都フェア 高校生写真展	(担当市：清瀬市)

附 属 資 料

- 多摩北部都市広域行政圏協議会の概要
- 歴代協議会三役及び事務局体制
- 多摩北部都市広域行政圏協議会規約
- 多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程
- 多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会規程
- 多摩北部都市広域行政圏協議会専門委員会設置要綱
- 多摩北部都市広域行政圏協議会名簿
 - ・ 協議会委員名簿
 - ・ 審議会委員名簿
 - ・ 幹事会名簿
 - ・ 専門委員会名簿
 - ・ 事務局名簿

多摩北部都市広域行政圏協議会の概要

- 1 名 称 多摩北部都市広域行政圏協議会
- 2 設 立 昭和 62 年 1 月 1 日
- 3 目 的 多摩北部地域における広域行政の推進を図るため、広域行政圏計画の策定及び
広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行う。
- 4 所 在 地 清瀬市中里五丁目 8 4 2 番地(清瀬市役所内)
- 5 広域行政圏名 多摩北部都市広域行政圏 (設置：昭和 62 年 3 月 20 日)
- 6 構成市／圏域人口 小平市(198,739 人)、東村山市(151,815 人)、清瀬市(76,208 人)、
東久留米市(115,271 人)、西東京市(207,388 人)
合計 749,421 人(令和 2 年国勢調査)
- 7 圏域総面積 約 77 k m²
- 8 就業人口 第 1 次産業：2,602 人 第 2 次産業：47,362 人 第 3 次産業：250,095 人 (令和 2 年国勢調査)
- 9 組織図 (令和 7 年 4 月 1 日現在)



【設立の経緯】

北多摩北部地域の小平市、東村山市、田無市、保谷市、清瀬市、東久留米市 6 市（H13. 1 田無市、保谷市が合併し、西東京市となり、現在は構成 5 市）は、大都市近郊という地理的条件から昭和 40 年代をピークとする人口の急増に伴い、住宅都市として発展してきました。この間、義務教育施設、福祉施設の整備に迫られ、都市基盤整備、生活環境整備の面での立ち遅れ、近年の社会経済環境の変化、住民の生活意識の変化、価値観の多様化等により、様々な行政課題が生じていました。

このような状況を踏まえ、地理的、歴史的、行政的につながりの深い 6 市が、共通する行政課題に連携・協力して広域的に対処し、より質の高い住民サービスを提供することを目指して、昭和 62 年 1 月に多摩北部都市広域行政圏協議会（以下、協議会）を設置し、同年 3 月に大都市周辺地域振興整備措置要綱に基づく多摩北部都市広域行政圏を設定しました。

平成 21 年 3 月には、広域行政圏計画策定要綱（平成 12 年 3 月 31 日自治振第 53 号）が平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止されましたが、平成 21 年 8 月「今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方について」を協議会決定し、引き続き、広域行政圏を設置することとし、東京都に財政支援を要望しました。

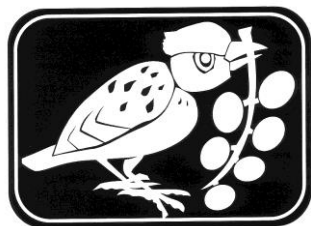
平成 28 年 3 月には多摩六都広域連携プラン（第三次多摩北部都市広域行政圏計画：平成 28 年度～令和 2 年度）を策定し、令和 3 年 3 月には多摩六都広域連携プラン（第四次多摩北部都市広域行政圏計画：令和 3 年度～令和 7 年度）を策定しました。

なお、東京都には他に昭和 58 年度に圏域設定された「西多摩地域広域行政圏協議会」（4 市 3 町 1 村で構成）があります。

【圏域の概況】

本圏域は、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、東京都心より 20～26 キロメートルの西北部にあり、圏域面積は 76.51 平方キロメートルで東京都全体の 3.5 パーセントを占め、総人口は令和 2 年 10 月 1 日（国勢調査）では 749,421 人となっています。

圏域には、アニメ映画「となりのトトロ」の舞台といわれる八国山緑地をはじめとする雑木林の豊かな緑や、玉川上水、野火止用水、柳瀬川などの清流に恵まれ、美しい公園と数々の由緒ある文化財が点在しています。道路では、都心方向から放射状に伸びる東西方向の幹線道路である新青梅街道、青梅街道、所沢街道、五日市街道、南北方向の幹線道路である小金井街道、新小金井街道、府中街道などを中心に構成されています。鉄道では、西武池袋線、西武新宿線が東西方向に、JR 武蔵野線、西武多摩湖線、西武国分寺線が圏域の西側を南北方向に通っており、都心までの所要時間は 20 分から 1 時間と比較的近い条件が整っています。各鉄道の駅を中心にバスが運行され、コミュニティバスは、市民の身近な交通手段となっています。



協議会では、圏域住民の方々に親しみを感じていただくために、愛称を公募し、平成 5 年 3 月に「多摩六都」という愛称を決めました。左のデザインは、平成 4 年 3 月に圏域の皆さんの投票で決まった協議会のシンボルマークです。

歴代協議会三役及び事務局体制

年 度	協 議 会			事 務 局	
	会長	職務代理	監査	事務局	事務局主査
62・63	清瀬市	東久留米市	小平市	東久留米市	東久留米市
元	清瀬市	東久留米市	小平市	清瀬市	清瀬市
2	小平市	東村山市	保谷市	田無市	清瀬市
3	小平市	東村山市	保谷市	田無市	小平市
4・5	東村山市	田無市	清瀬市	東村山市	東村山市
6・7	田無市	保谷市	東久留米市	田無市	田無市
8・9	保谷市	清瀬市	小平市	保谷市	保谷市
10～12	保谷市	清瀬市	東村山市	保谷市	保谷市
13・14	清瀬市	東村山市	東久留米市	清瀬市	清瀬市
15～18	東村山市	東久留米市	小平市	東村山市	東村山市
19・20	東久留米市	小平市	西東京市	東久留米市	東久留米市
21・22	小平市	西東京市	清瀬市	小平市	小平市
23・24	西東京市	清瀬市	東村山市	西東京市	西東京市
25・26	清瀬市	東村山市	東久留米市	清瀬市	清瀬市
27・28	東村山市	東久留米市	小平市	東村山市	東村山市
29・30	東久留米市	小平市	西東京市	東久留米市	東久留米市
元・2	小平市	西東京市	清瀬市	小平市	小平市
3・4	西東京市	清瀬市	東村山市	西東京市	西東京市
5・6	清瀬市	東村山市	東久留米市	清瀬市	清瀬市
7・8	東村山市	東久留米市	小平市	東村山市	東村山市

多摩北部都市広域行政圏協議会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この協議会は、多摩北部地域における広域行政の推進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は、多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける市)

第3条 協議会は、次に掲げる市（以下「関係市」という。）が、これを設ける。

(1) 小平市

(2) 東村山市

(3) 清瀬市

(4) 東久留米市

(5) 西東京市

(担当事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 広域行政圏計画の策定に関すること。

(2) 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長の属する市の事務所内に置く。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

第2章 組 織

(組 織)

第6条 協議会は、会長及び委員4人をもって組織する。

2 会長は、関係市の市長が協議して関係市の市長のうちから定める。

3 委員は、会長を除く関係市の市長をもって、これに充てる。

4 会長の任期は、2年とする。

5 会長及び委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第8条 協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員(以下「職員」という。)を置く。

3 職員は、関係市の市長の協議により、当該市の職員のうちから会長が選任する。

4 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

第3章 会 議

(会 議)

第9条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の半数以上の者から会議の開催の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 11 条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会)

第 12 条 第 4 条に掲げる事務を処理するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って、会長が別に定める。

(審議会)

第 13 条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って、会長が別に定める。

第 4 章 財 務

(経費の支弁の方法)

第 14 条 協議会の事務に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、協議会の会議において定める。

3 関係市は、前項の規定による負担金を年度開始後、直ちに協議会に納付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第 15 条 協議会の予算は、前条第 3 項の規定により納付される負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

4 会長は、第 2 項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第 16 条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第 4 項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第 17 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第 18 条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第 19 条 会長は、毎会計年度終了後 2 箇月以内に協議会の決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により決算が、協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第 20 条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第 5 章 補 則

(事務処理状況の報告等)

第 21 条 協議会は、毎会計年度少なくとも 1 回以上、協議会の事務処理状況について記載した書類を関係市長に提出するものとする。

(費用弁償等)

第 22 条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 23 条 協議会が解散した場合は、関係市がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第 24 条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第 15 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 13 年 1 月 21 日から施行する。

多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程

(目 的)

第1条 この規程は、多摩北部都市広域行政圏協議会規約第13条第2項の規定に基づき、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この審議会は、多摩北部都市広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 審議会は、多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会長の諮問に応じ、重要な事項について調査審議する。

(組 織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委 員)

第5条 審議会委員は、協議会関係市の議会の議員をもって、協議会会長が委嘱する。

(任 期)

第6条 審議会委員の任期は、委嘱日から翌々年の4月30日までとする。

ただし、任期途中において交代したときは前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 会議は、協議会会長が必要に応じて招集し、審議会会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、別に規程で定める。

(経費の支弁)

第10条 審議会の事務の管理及び執行に要する費用は協議会が負担する。

(庶 務)

第11条 審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年10月27日から施行し、改正後の多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程第6条の規定は、平成3年7月11日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 委員の定数は、第4条の規定にかかわらず、西東京市の設置の日から起算して2年間に限り12人とし、その期間において西東京市を除く関係市から各2人を選出し、西東京市から4人を選出する。

多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、多摩北部都市広域行政圏協議会規約第12条第2項に規定する、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この幹事会は、多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会議に付議すべき事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究
- (3) その他協議会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

(幹 事)

第5条 関係市の市長は、幹事を選任した場合には、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

2 幹事は、関係市の市長が選任した職員を充てる。

(会 議)

第6条 幹事会は、協議会会長が招集する。

2 幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

3 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。この場合において、代理出席者は、幹事とみなす。

4 幹事会は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。

(専門委員会)

第7条 幹事会に専門的事項について検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、幹事会が別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年11月16日から施行する。

多摩北部都市広域行政圏協議会 専門委員会設置要綱

(1) 都市建設専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩北部都市広域行政圏計画に基づき、市街地整備を促進する施策等について調査研究するため、多摩北部都市広域行政圏協議会都市建設専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会より指示のあった市街地整備に関する事項について検討し、報告するものとする。
- (2) その他市街地整備に係る必要な調査・研究に関すること。

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(2) 緑化専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩北部都市広域行政圏計画に基づき、圏域の水と緑の保全と回復に係る広域的施策の実施に関することを検討するため、多摩北部都市広域行政圏協議会緑化専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会より指示のあった圏域の水と緑の保全と回復に係る広域的施策の実施に関することについて検討し、報告するものとする。
- (2) その他水と緑の保全に係る必要な調査・研究に関すること。

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(3) 生涯スポーツ専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩六都広域連携プランに基づき、スポーツ振興に係る広域的施策について調査・研究するため、生涯スポーツ専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 専門委員会の掌握事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ振興に係る広域的施策について調査・研究に関すること
- (2) その他関連事項について調査・研究に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、幹事会からの指示事項に関すること

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が当該市の職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(4) 産業・観光振興専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩六都広域連携プランに基づき、産業・観光振興を促進する施策について調査・研究するため、多摩北部都市広域行政圏協議会産業・観光振興専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会より指示のあった産業・観光振興に関する事項について検討し、協議会に報告するものとする。
- (2) その他産業・観光振興の広域的連携に係る調査・研究に関すること。

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が当該市の職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(5) 広域行政圏計画専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩北部都市広域行政圏計画について検討のうえ草案を策定するため、多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に広域行政圏計画専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 専門委員会の掌握事務は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏計画の調査、検討及び草案策定に関すること
- (2) その他関連事項に関する調査・研究に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、幹事会からの指示事項に関すること

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が当該市の職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は検討委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

多摩北部都市広域行政圏協議会名簿

多摩北部都市広域行政圏協議会

会 長	東村山市長	渡 部 尚	
委 員	東久留米市長	富 田 竜 馬	
委 員	小平市長	小 林 洋 子	(監査)
委 員	西東京市長	池 澤 隆 史	
委 員	清瀬市長	澁 谷 桂 司	

多摩北部都市広域行政圏協議会 審議会

会 長	清瀬市議会議員	友 野 和 子
副会長	東久留米市議会議員	篠 宮 よしのり
委 員	小平市議会議員	橋 本 孝 二
委 員	小平市議会議員	深 谷 幸 信
委 員	東村山市議会議員	下 沢 ゆきお
委 員	東村山市議会議員	村 山 じゅん子
委 員	清瀬市議会議員	ふ せ 由 女
委 員	東久留米市議会議員	阿 部 利恵子
委 員	西東京市議会議員	長 井 秀 和
委 員	西東京市議会議員	千 間 いずみ

多摩北部都市広域行政圏協議会 幹事会

小平市	企画政策部長	川 上 吉 晴
	政策課長	奥 村 修 二
東村山市	経営政策部長	◎ 東 村 浩 二
	企画政策課長	濱 崎 浩太郎
清瀬市	経営政策部長	小 林 真 吾
	未来創造課長	小 林 真 吾
東久留米市	企画経営室長	長 澤 孝 仁
	企画調整課長	佐 藤 貴 泰
西東京市	企画部長	柴 原 洋
	企画政策課長	門 倉 利 明
事務局	事務局長	東 村 浩 二
	事務局次長	高 田 比呂子

◎は議長

都市建設専門委員会

小平市	都市計画道路担当課長	金子浩司	
	道路課 都市計画道路担当係長	山口淳也	
東村山市	都市計画・住宅課長	◎ 梅原雄希	
	計画調整係長	櫻井俊宏	
清瀬市	都市計画課長	○ 新井正義	～R7.5.30
	都市計画課長	綾乃扶子	R7.6.1～
	用地係長	渡邊亮介	
東久留米市	都市計画課長	田村泰宣	
	道路計画課長	吉川雅継	
	都市計画課計画調整担当主査	城市智輝	
	道路計画課道路交通計画係長	佐藤利啓	
西東京市	都市計画課長	増岡利典	
	都市計画係長	稲船準	
	都市計画係主査	西哲哉	

緑化専門委員会

小平市	水と緑と公園課長	山下和哉	
	課長補佐兼緑政担当係長	鹿島幸宏	
東村山市	みどりと公園課長	◎ 藤田実	
	課長補佐兼公園係長	安部芳久	
	みどりの係長	吉田祐太	
清瀬市	水と緑と公園課長	○ 佐藤信明	
	公園係長	栗原孝仁	
	緑政係長	加藤貴之	
東久留米市	環境政策課長	浅海希	
	緑と公園係長	清水翔太	
西東京市	みどり公園課長	成田裕樹	
	みどり公園係長	杉野逸平	

生涯スポーツ専門委員会

小平市	文化スポーツ課長	田野倉勇	
	スポーツ推進担当係長	御幸啓右	
東村山市	市民スポーツ課長	◎ 中澤恭	
	振興係長	百々和彦	
	施設係長	伊藤佳祐	
清瀬市	生涯学習スポーツ課長	○ 山田能久	
	生涯学習スポーツ課副参事	古川百香	
	生涯学習スポーツ係長	西原利英	
東久留米市	生涯学習課長兼スポーツ振興係長事務取扱	桜井昌紀	
	主任	萩野敦也	
西東京市	スポーツ振興課長	田中彰	
	スポーツ振興係長	安藤卓夫	
	スポーツ振興課副主幹	國府方秀喜	

◎は委員長 ○は副委員長

産業・観光振興専門委員会

小平市	産業振興課長		齋藤貴彦
	観光まちづくり担当係長		松村信一
東村山市	シティセールス課長	◎	若林亮太
	シティセールス課係長		高木文彬
清瀬市	産業振興課長	○	遠田真史
	商工係長		小寺良二
東久留米市	産業政策課長		飯田嘉紀
	労政商工係長		若林正人
	振興企画係長		井上卓
西東京市	産業振興課長		山田公一
	生活文化スポーツ部主幹		安達豊
	商工係長		遠藤集徳

広域行政圏計画専門委員会

小平市	政策課長		奥村修二
	政策担当係長		溝口亮一
東村山市	企画政策課長	◎	濱崎浩太郎
	企画政策課主査		新井雅明
清瀬市	経営政策部長	○	小林真吾
	未来創造課イノベーション係主査		吉澤知里
東久留米市	企画調整課長		佐藤貴泰
	企画調整課課長補佐兼係長		永井朋彰
西東京市	企画政策課長		門倉利明
	企画政策係長		山本暢彦

◎は委員長 ○は副委員長

多摩北部都市広域行政圏協議会事務局

事務局長	東村山市経営政策部長	東村浩二
事務局次長	東村山市経営政策部主幹 多摩北部都市広域行政圏事務局	高田比呂子
事務局主査	東村山市経営政策部主査 多摩北部都市広域行政圏事務局	藤山俊輔

令和7年度 事業報告書

(編集・発行)

令和8年7月発行

多摩北部都市広域行政圏協議会

東京都東村山市本町一丁目2番地3

(東村山市役所1階)

電話 042-393-5111 (代表)

e-mail kouiki@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

URL <https://www.tama6.jp>



物摩六都